所管府省名	国土交通省
法人名	土木研究所

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	<u> </u>
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○別海実験場については、公募手続きにより相手方を決定して売却し、平成24年3月
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	16日に譲渡収入による国庫納付を行った。(納付額 25,913千円) ○湧別実験場については平成23年12月26日に、また、朝霧環境材料観測施設(一部) については平成23年12月27日にそれぞれ現物による国庫納付を行った。 ●保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	き続き自主的な見直しを行う。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を 15%程度削減する。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	·該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
〇 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣) |議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について|(金額ベース) 一般競争等 2.802.587千円(97.0%)、競争性のない随意契約 86.014千 は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となっ た契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し 等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法 人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。

〇 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 |保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報について |連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 |は、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職人び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。 を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむ を得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度~平成26年度の 実績は以下のとおりである。

・平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 3.056.668千円(96.9%)、競争性のない随意契約 98.341千 円(3.1%)

(件数ベース) 一般競争等 524件(95.6%)、競争性のない随意契約 24件(4.4%)

・平成23年度

(金額ベース) 一般競争等 4,031,947千円(98.0%)、競争性のない随意契約 80,399千 円(2.0%)

(件数ベース) 一般競争等 508件(95.8%)、競争性のない随意契約 22件(4.2%)

・平成24年度

円(3.0%)

(件数ベース) 一般競争等 472件(95.2%)、競争性のない随意契約 24件(4.8%)

・平成25年度

(金額ベース) 一般競争等 3.214.343千円(97.4%)、競争性のない随意契約 87.014千 円(2.6%)

(件数ベース) 一般競争等 480件(95.2%)、競争性のない随意契約 24件(4.8%)

· 平成26年度

(金額ベース) 一般競争等 3.616.024千円(97.8%)、競争性のない随意契約 82.522千 円(2.2%)

(件数ベース) 一般競争等 434件(95.4%)、競争性のない随意契約 21件(4.6%)

●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会におけ る毎年度の契約状況についての審査及びホームページでの公表を行うとともに、一者 |応札の減少を図るため、公的機関の受注実績の撤廃や地域要件の緩和など入札参加 要件の見直し等の改善を図っている。

- |●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定) |に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確
- ┃●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣 官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、所外HPでの周知及

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
〇 各独立行政法人は 関連法人との間 競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④調達の見直し	
〇 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●平成 3年4月よりつくば市内の国土交通省関係 機関により、事務用品について共同調達を開始しており、コスト削減を図っている。 ●平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係 機関により、施設管理・運営業務について一括調達を開始し、「公共サービ 改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえたコ ト縮減を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるはか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	に契約審査会、事後に契約監視委員会の審査を行っている。
〇 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	該当なし。
〇「公共サ ビス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サ ビス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	えた調達事務の効率化とコスト削減を図っている。
4 人件費 管理運営の適正化	
〇 独立行政法人の総人件費については「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は 国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件 削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を 国家公務員と比べて給与水準が高い理由 講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	

○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については 個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、 毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
〇 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、 適切なチェックを実施していく。
②管理運営の適正化	
〇 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し 簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
〇 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については 国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
〇 また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について 国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	所要額計上分については、引き続き、見積の考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
〇 組織のコンプライアンスの確保を推進するため 内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	国立研究開発法人土木研究所監事監査要綱に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に 部監査を実施している。
.自己収入の拡大	
〇 特定の者が検査料 授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については 受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき 国民生活へ 影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
O また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより 国費の削減を図る。	
	●知的財産権の実施許諾の推進 研究施設の外部利用促進、受託研究の獲得拡大及 び競争的資金への積極的な応募により 収入の確保・拡大を図ることとしている。
・事業の審査、評価	
〇 複数の候補案件からの選択を要する事業については 案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究評価委員会開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。
〇 また、中間評価におい 成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時 中間)、終 時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより 国民への説明責任を果たす。	●事前評価及び中間評価において出された意見 踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており 研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。

No. 78	所管	国土交通省	法人名	土木研究所
--------	----	-------	-----	-------

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
	安全・安心な社会の実 現に向けた研究開発等			寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、港湾空港		寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、平成23年2月より研究所間の連絡会 を毎年度開催して情報交換を行うとともに、両機関合同の講演会を開催し連携を強化し た。 調査研究の特化、重複排除等に関しては、その旨を第3期中期計画において明記すると	
02	生き生きとした暮らし の出来る社会の実現に 向けた研究開発等			技術研究所における研究との連携を強化する。 民間や大学ではできない調査研究(国の政策と密接に関係す る道路・河川等に係る行政施策や技術基準に関連する調査研 究)に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に	2a	ともに、平成22年12月に研究評価実施要領を改正し「土木研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、土木研究所が実施する必要性や重複排除等の観点も含めて評価を行っている。事業規模につ	今後も、引き続き左記の取り組 みを実施していく。
03			23年度から実	乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。		いては、平成26年度も引き続き縮減している。(運営費交付金:H22予算9,124,037千円→ H23予算8,540,004千円→H24予算8,464,385千円→H25予算8,100,814千円→H26予算 8,465,471千円→H27予算8,499,996千円 ※平成26年度は、給与減額支給措置の終了等に 伴う増 平成27年度は退職者に伴う退職手当の増による)	
	環境と調和した社会の 実現に向けた研究開発 等	重複排除	施				
05	北海道の農水産業の基 盤整備に向けた研究開 発等			なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政 策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについ ては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から 事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	_ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において 再整理されている。	_	
	その他基礎的・先導的 な研究開発等						

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
0	不要資産の国庫返納	別海実験場、湧別実験場及 び朝霧環境材料観測施設 (一部)	23年度中に実 施	売却が不可能な場合は早急に現物納付する。	1a	・別海実験場については、公募手続きにより譲渡の相手方を決定して売却し、平成24年3月16日に譲渡収入の国庫納付を行った。(納付額 25,913千円)・湧別実験場については平成23年12月26日に、また、朝霧環境材料観測施設(一部)については平成23年12月27日にそれぞれ現物による国庫納付を行った。	措置済み
O		雪崩・地すべり研究セン ターと寒地土木研究所の連 携強化等	24年度中に実 施	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携を強化 する。	1a	本件は、「平成24年度中に実施」とされているところ、前倒しの取り組みとして、雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所との間で、雪氷研究に携わっている研究者の人事異動を平成23年4月より行っており、連携の強化によって、平成26年2月に東日本で発生した雪崩災害に対しては雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所が連携して技術支援を行った。	措置済み
0	- 事務所等の見直し	寒地技術推進室の集約化	24年度中に実 施	寒地土木研究所のうち現在4か所ある寒地技術推進室の支所 について、業務運営の効率化等の観点から集約化する。		寒地土木研究所のうち当時4ヵ所あった寒地技術推進室の支所については、業務運営の 効率化等の観点から平成24年4月1日より道央支所を、平成25年4月1日より道南支所を 寒地技術推進室に統合し2ヵ所に集約化した。	措置済み

所管府省名	国土交通省
法人名	建築研究所

基本方針の記載	具体的な見直し状況等			
Ⅲ 資産・運営の見直しについて				
1. 不要資産の国庫返納				
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。				
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	●保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。			
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。				
2. 事務所等の見直し				
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を 15%程度削減する。			
〇 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。			
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。			
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。				
〇 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。			
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。				

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣 |議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について |(金額ベース) 一般競争等 815,628千円(91.0%)、競争性のない随意契約 80,484千円 は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となっ |た契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し |(件数ベース) 一般競争等 72件(90.0%)、競争性のない随意契約 8件(10.0%) 等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法 人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。
- 〇 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関「づき策定した「随意契約見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することと |連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 |しており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページに 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- 〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職 を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得 ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22~26年度の実績は以下のとお りである。

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 586.830千円(97.1%)、競争性のない随意契約 17.463千円 (2.9%)

(件数ベース) 一般競争等 97件(93.3%)、競争性のない随意契約 7件(6.7%) 平成23年度

(金額ベース) 一般競争等 624.979千円(94.3%)、競争性のない随意契約 37.916千円 (5.7%)

(件数ベース) 一般競争等 72件(90.0%)、競争性のない随意契約 8件(10.0%) 平成24年度

平成25年度

(金額ベース) 一般競争等 384.103千円(95.6%)、競争性のない随意契約 17.598千円

(件数ベース) 一般競争等 59件(88.1%)、競争性のない随意契約 8件(11.9%) 平成26年度

(金額ベース) 一般競争等 422.137千円(82.3%)、競争性のない随意契約 90.762千円 (17.7%)

(件数ベース) 一般競争等 42件(65.6%)、競争性のない随意契約 22件(34.4%)

●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会における毎 |年度の契約状況についての審査及びホームページでの公表を行うとともに、一者応札の減 |少のため、公的機関の受注実績の撤廃や地域要件の緩和など入札参加要件の見直し等の 改善を図っている。

●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基 おいて公表しており、契約の透明性を確保している。

|●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房 |行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、所外HPでの周知及び入札公 告等への記載を行い、透明性を確保している。

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない。 当該側 遠太の利益教会・文は内部観察の有権を企めい情意と、相応の部分について国議的付する。あるいは当時的今条文は内部観察の有権を企めい情意と、相応の部分について国議的付する。あるいは当時的の観について国策の負担軽減に質するための措置を誇するよう勢める。 ② 調達の見直し ○ 各独立行政法人は、類似の事業種型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 ○ 各独立行政法人は、類似の事業種型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 ○ 特に研究開発事業に係る訓遣については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストララティスを抽出、実行に移す。 フ訓書に係る計画といいては、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力にベスフト対議と図っている。 ・ 特に研究開発事業に係る訓遣については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストララティスを抽出、実行に移す。 フ訓書に保る任権要件の見直と行う。 イリ語を目的し、そのようにより通正価格の担握に対し、対応が関策な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管報等等について他の研究機関の購入実施等を確認することなどにより適正価格の把握に対し、一般の研究機関の購入実施等を確認することなどにより適正価格の把握に対し、一般の研究機関の購入実施等を確認することなどにより適正価格の把握に対している。分別無容研究機器等がWTOなど、満入の際は、他の研究機関の契約美質の外接が合いたと、対応の研究を関係の表し、他の研究機関のより、実施の研究機関の大変が表しました。 ○ 競争の導人による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく国民競争人制作の研究が、対応といいでは、他の研究機関により、事務用品について採用の連定研究研究機関等がWTOなど、満入の際は、他の研究機関の大変制度の外別を含めている。 ○ 競争の導人による公共サービスの改革に関する法律で成りませらいの関係を対し、するの関係を構造に対定された。 ○ 教育の導入による公共サービスの改革と関係のとはいて、公共サービス改革を着から参考見積を取ることにより適正価格の把握に対しまり、な変引を表している。 ● 平成23年4月よりつくば市内の国土交通名関係の機関により、高級管理を表している。 「別するの情報を含め、対応といいでは、例の研究機関により、高級管理の主意を表したの人が対する関係を表しましている。 ● 中成23年4月よりつくば市内の国土交通を関係の機関により、高級管理、高に受力を認定を含まれた。 大学の場合は対なする。 「別するは対なすると表し、特別の研究機関により、事務に関係を機関により、高級管理を表している。 「別するは対なすると表しは、対なが対なが対なが対なが対象に対なが対なが対象に対すると表しは対なが対象に対すると表しは対なが対象に対すると表しは対象を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま		
に契約は無今人和における一者応利や企画競争における一者のよう等か行われていた場合、当該問法人の制造幹金文以内閣僚保の有無を建かいに精査、相応の部分について国庫科付する。あるいは当該部分の額について国責の負担軽減に資するための指置を講ずるよう努める。 ② 調達の見直し ○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの総滅を図る。 ● 平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同調達 開始しており、コスト制滅を図っている。 ● 平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、事務用品について共同調達 所と対し、スト制流を図っている。 ● 平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運営業務について上帯に対策を図っている。 ● 東京24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、事務用品について共同調達 と開始してスト制流を図っている。 ● 東京24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、事務用品について共同調達 と開始しており、コスト制流を図っている。 ● 以下のとおり、取組を進めている。 ● 以下のとおり、取組を進めている。 ・ が調達方式による極格比較を行り、リース方式が割安な場合は様極的によれを活用する。また、研究 が調達方式による極格比較を行り、リース方式が割安な場合は様極的によれを競技する。 ・ が調査が主による極格比較を行い、リース方式が割安な場合は様極的によれを競技する。 ・ が同議を図っま含を行っている。 の 以下のとおり、取組を進めている。 が同議に係合性核要件が限定的・排他的にならないよう、事前に契約審査会、事後に契約 当場長負の需査を行っている。 ・ が同議と協参について使用している。研究機器等の効率的対理を通常の事態を活むことなどにより適正価格の把握に写めるととに、予定価格の作成時には、複数者から参考見積を取ることにより適正価格の把握に写めるととは、予定価格の作成時には、複数者から参考見積を取ることにより適正価格の把握に写めるととは、予定価格の作成時には、複数者から参考見積を取ることにより適正価格の把握に写めるととは、予定価格の作成時には、複数者から参考見積を取ることにより適正価格の把握に写めるととは、予定価格の作成時には、複数者がら参考見積を取ることにより適正価格の把握に写めるととは、予定価格の作成時には、複数者がら参考見積を取ることにより適正価格の把握にでいる。 ● 平成23年4月よりつくば市内の国土交通者関係3機関により、施設管理・運営業務については、「公教員の機等で開盟法定」は、 ● 平成23年4月よりつくば市内の国土交通者関係3機関により、 ● 中成23年4月よりつくば市内の国土交通者関係3機関により、施設管理・運営業務についてる。 ● 中成23年4月よりつくば市内の国土交通者関係3機関により、施設管理・運営業務についてきに関連を開始し、「公共サービス改革基本方針」「平成22年7月関議決定と答答まえたコスト制を関するでは、 ・	③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
● 平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同調達を関金した。 ● 中成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、集務用品について共同調達を開始しており、コスト制減を図っている。 ● 平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、能飽管理・運営業務について共同調達を開始しており、コスト制減を図っている。 ・ 中成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、能飽管理・運営業務について大利減を図っている。 ・ 下ブラウティスを抽出し、実行に移す。 フ 調達方法とる価格と販を行う。 ・ 引調達方法とる価格と販を行う。 ・ 引調達方法とる価格と販を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究 機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ・ 力 消 が 調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○ 以下のとおり、取組を進めている。 ア が 調査による価格と財産を行う。 ・ 小別・選及するによる価格と財産を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究 機器等の場合に対して、所内のOA機器について採用している。研究機器等の効率的対象に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○ 談当のでは、表別を指定している。 ・ 小調報を選びると対して、所内のOA機器について採用している。研究機器等の効率的制度を関係の主な機関のより、実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努めるととして、予定価格の作成時には、複数者から参考見積を取ることにより適正価格の把握に努めている。 ○ 競争の導入による公共サービス改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく管民競争入と推進し、独立行政法人の提供するサービス改革を推進するための調達の効率化等に関する。 ・ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月信間調議決定)に基づき、行政副新金端に設置された。 ・ 中成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同訓遣を加入が表別され、平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、事務用品について共同訓遣を通っている。 ・ 中成23年4月よりつば市内の国土交通省関係3機関により、事務用品について共同訓遣を図っている。 ・ 中成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、事務用品について共同訓遣を図っている。 ・ 中成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、事務用品について共同訓遣を図っている。 ・ 本等のでは、本で成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、事務用品について共同訓遣を図っている。 ・ 本等のでは、本域を関立といる。 ・ 本等のでは、本域を関立といる。 ・ 本等のでは、本域を関立といる。 ・ 本述のは、本域を関立といる。 ・ 本述のは、本域を関立といる。 ・ 本述のは、本域を関立といる。 ・ 本述のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	い契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あ	該当なし。
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図 ● 開始しており、コスト削減を図っている。 ● 開始しており、コスト削減を図っている。 ● 開始しており、コスト削減を図っている。 ● 開始したおり、取組を進める「関係の関連と発育している。 ・ 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストガラクティスを抽出し、実行に移す。 ア 削減主に係る仕様要件の見直とそ行う。 イ 削減を置いている。 ・ が、対理されてよる価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究 対力価格調査に当たっては、他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ア 削減主に係る仕様要件の見直とそ行う。 イ 削減を図ったいて他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ア 削減を図るため、共同研究の際には大型実験施設を含め、共同利用を行っている。	④ 調達の見直し	
特に初末開発事業に除る調達に入いては、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力している。		●平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運営業務について一括調達を開始し、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえたコ
私等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。 ●平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同調達を開始しており、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえたコスト削減を図っている。 ●平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運営業務について等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。 ●平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運営業務についている。 ●平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運営業務についている。 ●平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運営業務についている。 ●平成24年7月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、事務用品について共同調達を開始しており、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえたコスト削減を図っている。	トプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究 機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に	ア)調達に係る仕様要件が限定的・排他的にならないよう、事前に契約審査会、事後に契約監視委員会の審査を行っている。 イ)リース方式の活用に関して、所内のOA機器について採用している。研究機器等の効率的利用を図るため、共同研究の際には大型実験施設を含め、共同利用を行っている。 ウ)高額な研究機器等(WTOなど)購入の際は、他の研究機関の契約実績等の把握に努めるとともに、予定価格の作成時には、複数者から参考見積を取ることにより適正価格の把握に
 ○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。 ●平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運営業務について・活調達を開始し、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえたコスト削減を図っている。 4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化 ○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 	札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図	該当なし。
① 人件費の適正化 ○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見	公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	減を図っている。 ●平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運営業務について一括調達を開始し、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえたコ
11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見		
O 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家 公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標	

●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、 毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、 適切なチェックを実施していく。
●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸 手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・ 合理化を図る。
●国立研究開発法人建築研究所監事監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
ま 該当なし。
●知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び 競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。
〇研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究評価委員会を開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。
○事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 ○研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。

No	7.9	所管	国土交通省	法人名	建築研究所
NO.	7 9	DIE	国工父 通有	本人 有	连宋明九月

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
				基準作成関連研究に重点化する観点から、「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」「世界の台風常襲地域における都市緑化技術の体系化研究」の研究を廃止する。		「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」及び「世界の台風常襲地域における都市緑化技術の体系化研究」の研究は、平成22年度に廃止済み。	措置済み
0	建築及び都市計画に係 1 る技術に関する調査、 試験、研究及び開発等	役割分担の明確化、研究の 重複排除	23年度から実施(その他)	大型実験施設については、研究内容に応じて他法人(例:防 災科学技術研究所)の施設を積極的に活用する。 民間や大学ではできない調査研究(国の政策と密接に関係す る建築・都市計画に係る行政施策や技術基準に関連する調査研 究)に特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研 究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。	2a	大型実験施設については、平成26年度に実施したCLTを用いた木造建築基準の高度化推進に資する検討において、他法人の実験施設(防災科学研究所のE-ディフェンス)を活用した。第3期中期計画において、研究内容に応じて他法人の大型実験施設を活用する旨を明記しているところであり、平成27年度以降も必要に応じて積極的に活用する予定。調査研究の特化、重複排除等に関しては、平成22年度に研究開発課題の再点検を行い、民間や大学にできない調査研究に特化した。また、その旨を第3期中期計画において明記するとともに、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、建築研究所が実施する必要性や重複排除の観点等も含めて評価を行っている。事業規模については、平成26年度も引き続き縮減している。(運営費交付金:H23予算1,744,600千円→H24予算1,733,287千円→H25予算1,691,944千円→H26予算1,744,505千円→H27予算1,734,360千円)※平成26年度は、給与減額支給措置の終了等に伴う増	今後も、引き続き左記の取り組 みを実施していく。
				なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政 策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについ ては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から 事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	_	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において 再整理されている。	_

_	【貝性 住台中の元世し】						
	講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
C	2 組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実 施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究開発課題の選定及び実施に当たっては、従来から外部専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行ってきたところであるが、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し、研究開発の重点化と他の研究機関との重複排除の観点から、建築研究所が実施する必要性を評価項目として明記した。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。	措置済み

所管府省名		国土交通省
法人名	交通安全環境研究所	

基本方針の記載	具体的な見直し状況等						
II 資産・運営の見直しについて ,不要資産の国庫返納							
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。							
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	→保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行うこととしている。						
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。							
2. 事務所等の見直し							
〇 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額の6%程度削減に取り組んでいる。						
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	●東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。						
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。						
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。							
〇 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。						
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。							

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の実績は以下のとおりである。

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 595,485千円(94.8%)、競争性のない随意契約 32,439千円(5.2%)

(件数ベース) 一般競争等 111件(93.3%)、競争性のない随意契約 8件(6.7%) 平成23年度

(金額ベース) 一般競争等 483,960千円(93.9%)、競争性のない随意契約 31,320千円(6.1%)

(件数ベース) 一般競争等 78件(92.9%)、競争性のない随意契約 6件(7.1%) 平成24年度

(金額ベース) 一般競争等 453,707千円(93.3%)、競争性のない随意契約 32,745千円(6.7%)

(件数ベース) 一般競争等 82件(92.2%)、競争性のない随意契約 7件(7.8%) 平成25年度

(金額ベース) 一般競争等 1,664,178千円(95.8%)、競争性のない随意契約 72,842千円(4.2%)

(件数ベース) 一般競争等 71件(91.0%)、競争性のない随意契約 7件(9.0%) 平成26年度

(金額ベース) 一般競争等 1,228,585千円(62.1%)、競争性のない随意契約750,576 千円(37.9%)

(件数ベース) 一般競争等 100件(91.8%)、競争性のない随意契約 9件(8.2%)

●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・応募となる 契約を減少させるため、可能な限りの公告期間の延長や予定価格作成時により多くの 事業者から見積を聴取する等の措置を講じている。

- ●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定) に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。
- ●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●守衛業務、電力契約、施設内変電施設等について、隣接する他の研究所と一体で契約することによりコスト縮減、効率化を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	ウ)HP等を通じた市場価格の調査、複数社からの見積もりを取得することにより、適正
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	該当なし。
〇「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	用料、健康診断などの複数年契約の実施や、守衛業務、電力契約、施設内変電施設
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、 適切なチェックを実施していく。
	ı

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員 の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●交通安全環境研究所内部監査規程に基づき、理事を委員長とする内部監査委員会を設置した上で、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
O また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
O 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	●研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究評価委員会を開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。●研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。

No	8 1	所管	国土交诵省	法人名	交通安全環境研究所
NO.	8 1	DI E	国工义进省	本人 石	又

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
自動車等に係る安全の 確保、環境の保全及び 燃料資源の有効利用確 保に関する国の技術基 準策定等に資する研究 等			実使用条件におけるCO2低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに関する研究については、実用化の目途が明確になっていないため、廃止する。	1a	実使用条件におけるCO2低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに 関する研究については、平成22年度をもって中止。	-
	役割分担の明確化、研究の 重複排除	23年度から実 施	民間や大学ではできない調査研究(国の政策と密接に関係する自動車・鉄道の安全・環境分野における基準案の策定、施策の企画立案等に資する調査研究)に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	_	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	_
03 自動車のリコール技術 検証業務 04 自動車の審査業務	効率的な実施体制の検討	23年度以降実 施	自動車リコール技術検証業務・審査業務の強化に当たり、自動車検査独立行政法人の人員やノウハウ等既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた実施体制を検討する。	_	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再 整理されている。	_

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
(自動車事故対策機構からの 自動車アセスメント事業の 移管		平成23年度においては、自動車事故対策機構からの移管について、本法人の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。	_	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再 整理されている。	_

所管府省名	国土交通省
法人名	海上技術安全研究所

基本方針の記載	具体的な見直し状況等					
II 資産・運営の見直しについて ,不要資産の国庫返納						
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。						
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	●保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。					
O なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。						
2. 事務所等の見直し						
〇 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間(現中期計画期間)で一般管理費の総額を6%程度削減する。					
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	●東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。					
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。					
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。						
〇 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。					
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	●大阪支所について、その機能を三鷹本所へ平成25年度に移転した。					

① 随意契約の見直し等

〇 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむ を得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22~26年度の実績は以 下のとおりである。

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 578,046千円(85.3%)、競争性のない随意契約 99,577千円(14.7%)

(件数ベース) 一般競争等 127件(93.4%)、競争性のない随意契約 9件(6.6%) 平成23年度

(金額ベース) 一般競争等 648,562千円(79.6%)、競争性のない随意契約 165,698千円(20.4%)

(件数ベース) 一般競争等 113件(86.3%)、競争性のない随意契約 18件(13.7%) 平成24年度

(金額ベース) 一般競争等 588,803千円(80.7%)、競争性のない随意契約140,572千円(19.3%)

(件数ベース) 一般競争等 133件(86.9%)、競争性のない随意契約 20件(13.1%) 平成25年度

(金額ベース) 一般競争等1,044,717千円(73.4%)、競争性のない随意契約379,359千円(26.6%)

(件数ベース) 一般競争等186件(88.6%)、競争性のない随意契約24件(11.4%) 平成26年度

(金額ベース) 一般競争等2,608,539千円(77.1%)、競争性のない随意契約776,212千円(22.9%)

(件数ベース) 一般競争等170件(81.7%)、競争性のない随意契約38件(18.3%)

●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・応募になった契約については、契約監視委員会の指摘を踏まえ、仕様の見直し等により競争性の確保を図っている。

- ●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。
- ●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、HPでの周知を行うこととして透明性を確保している。

② 明本法上の利米利人会第四日库纳从第	
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●守衛業務、電力契約、施設内変電施設等について、隣接する研究所と一体で契約すること等によりコスト縮減、効率化を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	ア)従前より汎用性のある仕様での調達に努めている。 イ)複写機についてはリース方式により調達。従前より外部への施設貸与や外部からの 受託研究の中での施設の活用を行っており、引き続き研究所の本来業務に影響のない 節囲で取組を行う。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	該当なし。
○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、 適切なチェックを実施していく。
チェックを行う。 	適切なチェックを実施していく。

② 管理運営の適正化	
〇 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員 の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●研究費の不正防止計画に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
O 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大 及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	〇研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究計画・評価委員会を開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 ●研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。

No. 8 1 所管 国土交通省 法人名 海上技術安全研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
0	船舶に係る技術並びに 当該技術を活用した海 は 神 に は は は は は は は は は は は は は は は が は る は が は が	役割分担の明確化、研究の 重複排除		「艤装工程における生産性向上のための技術開発」については、日本財団の助成事業により日本中小型造船工業会が同種の調査等を実施するなど民間による取組が行われており、は国から、民間への研究助成等に移行することにより廃止する。民間や大学ではできない調査研究(国の政策と密接に関係する船舶・海洋構造物等に関する安全・環境基準や海難事故に関する副童研究)に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。	2a	「艤装工程における生産性向上のための技術開発」は平成22年度限りで廃止した。調査研究の特化、重複排除等に関しては、平成22年度に民間等との役割分担を整理した上で研究開発課題の再点検を行い、民間や大学ではできない調査研究に特化した(重点研究課題は13課題(2 期中期目標期間)→11課題(第 3 期中期目標期間)により重点を開始の研究開発課題の事前評価において明記するとともに、平成23年度開始の研究開発課題の事前評価において、民間等との役割分担、連携強化、重複排除、研究の重点化等の開始から評価を実施し、研究内容の重複排除、政策上必要性の乏しい研究の排除を行った。事業機模については、平成27年度も引き続き縮減している。(2 営費交付金・11/23予算 2,795、404千円→11/24予算 2,705、904千円→11/25予算 2,622、728、660千円 ※平成26年度は、給与減額支給措置の終了等に伴う増、平成27年度は退職者に伴う退職手当の増による)	今後も、引き続き左記の取り組 みを実施していく。
				なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政 策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについ では、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から 事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02	事務所等の見直し	大阪支所の移管を検討	23年度中に実 施	大阪支所については、三鷹本所への統合による廃止又は中小 企業等の活用が見込まれる実験施設の自治体等への移管を検討 する。	1a	大阪支所について、その機能を三鷹本所へ統合することを検討し、必要な調査を実施した。 平成25年度中に統合する予定である。	措置済み
03 #	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実 施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究開発課題の選定及び実施に当たっては、従来から外部専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行ってきたところであるが、平成22年11月に研究評価委員会を改組して研究計画・評価委員会とし、研究課題の妥当性、達成度の観点に加え、民間等との役割分担、連携強化、重複排除、研究の重点化等の観点からも評価を行うこととし、その結果を案件の選定、事後評価に反映することとした。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。	措置済み

所管府省名	国土交通省	
法人名	港湾空港技術研究所	

基本方針の記載	具体的な見直し状況等				
III 資産・運営の見直しについて					
1. 不要資産の国庫返納					
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。					
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	●保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。				
O なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。					
2. 事務所等の見直し					
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を 6%程度削減する。				
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。				
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。				
O 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。				
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。					

① 随意契約の見直し等

〇 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある崩を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむ を得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度から平成26年度ま での実績は以下のとおりである。

平成22年度

(金額ベース)ー般競争等 1,440,296千円(94.4%)、競争性のない随意契約 85,714千円 (5.6%)

(件数ベース)一般競争等 200件(95.7%)、競争性のない随意契約 9件(4.3%) 平成23年度

(金額ベース)一般競争等 1,363,334千円(87.6%)、競争性のない随意契約 192,760千円(12.4%)

(件数ベース)一般競争等 198件(90.4%)、競争性のない随意契約 21件(9.6%) ※津波対策の総合的な方針の取りまとめに必要な情報として、緊急的に基礎資料を作成する必要があったことから、平成23年度に競争性のない随意契約の件数が増加。 平成24年度

(金額ベース)ー般競争等2,318,953千円(96.0%)、競争性のない随意契約96,872千円(4.0%)

(件数ベース)ー般競争等209件(96.3%)、競争性のない随意契約8件(3.7%) 平成25年度

(金額ベース)ー般競争等1,651,442千円(94.1%)、競争性のない随意契約104,070千円 (5.9%)

(件数ベース)ー般競争等192件(96.0%)、競争性のない随意契約8件(4.0%) 平成26年度

(金額ベース)一般競争等1,640,733千円(98.8%)、競争性のない随意契約20,023千円(1.2%)

(件数ベース)一般競争等180件(96.8%)、競争性のない随意契約6件(3.2%)

●平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、契約審査委員会等により、随意契約の見直しを徹底して行うとともに一般競争入札等についても真に競争性が確保されるよう見直しを行っている。また、その結果については契約監視委員会に報告をしており、適正性等について審査している。

●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。

行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職 官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、なるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	=*
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●隣接する国の機関と、警備業務、守衛業務を一体で行う等、効率的な研究所運営を 進め、管理部門経費の削減に努めている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	に契約審査会の審査を行っている。 イ)リース方式によるか否かは、個別の案件ごとに判断している。また、当研究所は共 同利用等を行えるような稼働率の低い研究機器は少ない。
〇 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争力 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	
〇「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効果化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	. ┃●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与2準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き き個別の額を公表する。	・動●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、適切なチェックを実施していく。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●内部監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	●研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究評価委員会を開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 ●研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。

No.	8 2	所管	国土交通省	法人名	港湾空港技術研究所
-----	-----	----	-------	-----	-----------

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 安心して暮らせる国土 の形成に資する研究			港湾・沿岸域での中小型風力発電システムの具体的利用についての研究については、海上技術安全研究所において、洋上風力発電システムの安全評価等の研究を実施していることから、海上技術安全研究所と連携の強化を図る。	て、洋上風		
02 快適な国土の形成に資 する研究	役割分担の明確化、研究の 重複排除	23年度から実 施	民間や大学ではできない調査研究(国の政策と密接に関係する港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等)に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。	2a	評価において、研究テーマ内の評価会、研究所として行う評価委員会、外部有識者による評価委員会による3層で、研究目的や研究内容の妥当性等についての研究評価を実施しているところである。各委員会での審議内容及び指摘事項等については、研究計画や研究体制の見直しを行う等、速やかにフィードバックするとともに、研究所ホームページで公表している。また、事業規模については、平成23年度から減少傾向にある。(運営費交付金: H23予算1,248,161千円→H24予算1,195,960千円→H25予算1,174,330千円→H26予算1,218,464千円→H27予算1,226,486千円 ※平成27度は、給与減額支給措置の終了等に伴う増)	
03 活力ある社会・経済の 実現に資する研究			なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策 総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについて は、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事 業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	ı	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整 理されている。	-

所管府省名	国土交通省
法人名	電子航法研究所

基本方針の記載	具体的な見直し状況等					
Ⅲ 資産・運営の見直しについて						
1. 不要資産の国庫返納						
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。						
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	●保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。					
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。						
2. 事務所等の見直し						
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減する。					
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	●東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。					
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	: : : :該当なし。					
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。						
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。					
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。						

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣) |議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について │(金額ベース) 一般競争等 562,849千円(97.0%)、競争性のない随意契約 17.621千円| は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となっ た契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し 等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法 人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。
- |連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- 〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職 を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむ |を得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度から平成26年度 の実績は以下のとおりである。

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 703.665千円(97.5%)、競争性のない随意契約 17.953千円| (2.5%)

(件数ベース) 一般競争等 80件(93.0%)、競争性のない随意契約 6件(7.0%) 平成23年度

(金額ベース) 一般競争等 1.263.322千円(98.8%)、競争性のない随意契約 15.864千 円(1.2%)

(件数ベース) 一般競争等 58件(93.5%)、競争性のない随意契約 4件(6.5%) |平成24年度

(3.0%)

(件数ベース) 一般競争等 71件(94.7%)、競争性のない随意契約 4件(5.3%) 平成25年度

(金額ベース) 一般競争等 664.192千円(97.7%)、競争性のない随意契約 15.505千円

(件数ベース) 一般競争等 60件(95.2%)、競争性のない随意契約 3件(4.8%) 平成26年度

(金額ベース) 一般競争等 409.371千円(96.2%)、競争性のない随意契約 16.132千円 (3.8%)

(件数ベース) 一般競争等 71件(95.9%)、競争性のない随意契約 3件(4.1%)

●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、応札者数の増加を目的 |として、入札公告期間の長期化や応募要件の緩和等を実施した。また、従来の掲示板 及びHPでの公示だけでなく、メールマガジンによる入札情報の配信や他法人のホーム ページへの相互リンクを実施している。

- ●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定) ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確 |保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報について は、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。
 - ●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣 |官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周 知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●守衛業務、電力契約、施設内変電施設等について、隣接する研究所と一体で契約すること等によりコスト縮減、効率化を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	●以下のとおり、取組を進めている。 ア)調達に係る仕様要件について、契約監視委員会等の助言の下に、具体的かつ詳細に明示し、性能要件で記載する等仕様の明確化に努める等、適切な見直しを行っている。 イ)所内共用サーバーシステムにはリースを活用しており、共同利用の可能性についても必要に応じて検討する。 ウ)研究開発に係る機器等の調達について、必ず複数者から見積をとることにより、適正価格の把握に努めている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	該当なし。
〇「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	┃●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、 適切なチェックを実施していく。

見
●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
●電子航法研究所内部監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
ままで 話当なし。
●知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
●事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 ●研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。

No. 8 3 所管 国土交通省 法人名 電子航法研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
0	空域の有効利用及び航 1 空路の容量拡大に関す る研究開発		役割分担の明確化、研究の 23年度か 重複排除 施		混雑空港の容量拡大に関する研究開発については、今後の空		混雑空港の容量拡大に関する研究開発については、諸外国においても重点的に取り組んでいることから、他国の研究機関との間での共同研究等の交流を引き続き進めるとともに、国内の大学機関等との間でも共同研究や交流機会を増加する等して連携を途化している。 航空管制に関する調査研究への特化、重複排除に関しては、当研究所が、国が実施する航空管制業務に特化して研究を実施する唯一の機関であることを考慮しつつ、第3期中期計画においてその旨を明記(重点研究課題は、①飛行中の運航高度化に関する研究開発(混雑するのではなっては、1000円の運航高度化に関する研究開発(混雑するのでは、2000円の	
0				23年度から実施	港整備の方向性等に関わる研究であり、他の研究開発機関との連携の強化を図る。 民間や大学ではできない調査研究(国の政策と密接に関係する航空管制に関する調査研究)に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。	2a	る空域での航空交通容量拡大に関する研究開発等)②空港村近の運航高度化に関する研究開発(混雑空港の容量拡大に関する研究開発等)③空地を結ぶ技術及び安全に関する研究開発(管制官等と航空機との高速通信技術の開発等))しており、個別研究開発課題については、毎年度末の評議員会(学識経験者等から成る外部委員会)において事前評価等を行うとともに、ニーズ元である航空局との連絡会議等を通じて点検確認を行うことにより、真に必要なものに特化するとともに、大学や他法人との重複排除及び政策上必要性に乏しい研究の排除を図っている。 また、事業規模については、平成27年度も引き続き縮減している(運営費交付金:H23予算1,498,806干円→H24予算1,396,629干円→H25予算1,394,739干円→H26予算1,530,174干円→H27予算1,467,288千円(平成26年度については、給与減額支給措置の終了、退職手当支給対象者の増加等に伴う増))。	今後も、引き続き左記の取り組 みを実施していく。
0	予防安全技術・新技術 3 による安全性・効率性 向上に関する研究開発			なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政 策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについ ては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から 事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-	

所管府省名	国土交通省
法人名	航海訓練所

基本方針の記載	具体的な見直し状況等			
Ⅲ 資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納				
□ ・				
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	●保有する資産は必要最小限のものであり、現時点で不要資産はない。 引き続き自主的な見直しを行う。			
O なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。				
2. 事務所等の見直し				
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●事務所等の運営は、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理業務等の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額 を6%程度削減することとしている。			
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。			
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。			
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。				
〇 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。			
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。				

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむ を得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度から平成26年度 の実績は以下のとおりである。

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 854,951千円(98.0%)、競争性のない随意契約 17,621千円(2.0%)

(件数ベース) 一般競争等 76件(93.8%)、競争性のない随意契約 5件(6.2%) 平成23年度

(金額ベース) 一般競争等 5,110,967千円(99.9%)、競争性のない随意契約 6,231千円(0.1%)

(件数ベース) 一般競争等 89件(94.7%)、競争性のない随意契約 5件(5.3%) 平成24年度

(金額ベース) 一般競争等 850,993千円(99.1%)、競争性のない随意契約 7,589千円 (0.9%)

(件数ベース) 一般競争等 88件(94.6%)、競争性のない随意契約 5件(5.4%) 平成25年度

(金額ベース) 一般競争等 1,190,213千円(97.8%)、競争性のない随意契約 26,947千円

(2.2%)

(件数ベース) 一般競争等 120件(93.8%)、競争性のない随意契約 8件(6.3%) 平成26年度

|(金額ベース) 一般競争等 1,453,994千円(99.3%)、競争性のない随意契約 10,861千円(0.7%)

(件数ベース) 一般競争等 120件(96.8%)、競争性のない随意契約 4件(3.2%)

※ 競争性のない随意契約が発生している理由は、出航直前における練習船の修繕に関する案件等で、緊急を要し、競争に付することができないものがあるため。

●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、競争参加資格要件及び仕様内容等の見直しを行うとともに、十分な公告・公示期間を確保することとしている。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 |連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。
- ●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定) |に基づき策定した「随意契約等見直し計画|において、契約に係る競争性・透明性を確 |保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報について は、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保している。
- ●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣 〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職 官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周 **|知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。**

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていな い契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関 連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当時である。 るいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

④ 調達の見直し

- 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図
- 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベス トプラクティスを抽出し、実行に移す。
- ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。
- イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究 |該当なし。 機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。
- ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に 努める。
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図
- 〇 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された 公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具 ┃●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図 体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率1り、経費の削減等の検討を行っている。 化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

●共同調達の実施等を検討する。

該当なし。

4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、 毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
O 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、 適切なチェックを実施していく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員 の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
〇 また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●理事長を委員長とする内部評価委員会、監事及び監査法人による外部からの監査並びに理事長を査察者とする練習船教育査察等により、的確に内部監査を実施している。

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	〇平成22年度より教科参考資料の一般販売を開始し、自己収入の拡大に努めている。
,	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No. 84 所管 国土交通省	法人名	航海訓練所
-----------------	-----	-------

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
	航海訓練事業	受益者負担の拡大	23年度中に実 施	次期中期目標期間中 (平成23年度から平成27年度) に訓練負担金(平成21年度月額5,000円)を、航海訓練を委託している船員教育機関15校(商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機構の海技大学校1校、海上技術短期大学校3校及び海上技術学校4校。以下同じ。)と協議し、毎年、月額1,000円ずつの引上げを図る(平成27年度月額11,000円)。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大(各船員教育機関及び海運業界等からの負担の拡大)を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。	I	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-
01	航海訓練事業	自己収入の拡大	22年度から実 施	教科参考資料の市販等により、自己収入の拡大に努める。	ı	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再 整理されている。	_
		船舶の代替建造に併せた業 務の効率化	代替船の運航 時以降実施	老朽化している練習船「大成丸」の代替建造に当たっては、 必要最小限の規模の練習船とすることで燃料等運航経費を縮減 する。	1a	練習船「大成丸」の代替建造に当たっては、総トン数5,800トンから約3,990トン、定員 214名から176名へと小型化し、燃料等運航経費を節減すべくタービン船から燃費効率の良 いディーゼル船として平成26年4月1日から就航させた。	-
	航海訓練事業	船員養成の効果的・効率的 実施	23年度から実 施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校との連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。	1	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	_

_	【貝性・建善寺の兄担じ】						
	講ずべき措置実施に		実施時期 具体的内容		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
(船舶の代替建造に併せた要 員の縮減		練習船「大成丸」の代替建造に伴う練習船隊の整備に併せ て、要員を縮減する。	1a	大成丸を小型化したことにより、同船の要員を5名縮減した。	-

No. 8 4 所管 国土交通省 法人名 航海訓練所

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1 事務及び事業の見直し	社船実習の活用	現在、航海訓練所は、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構から乗船実習を受託し、一元的にこれを実施しているが、船社のニーズの多様化を踏まえ、一定の要件を備えた社船における実習については、航海訓練所における実習と同等の乗船履歴として認めることとし、平成20年度中に措置する。	1	海上運送法の一部改正(平成20年7月17日施行)及び関係省令等の制定(平成20年7月31日施行)により平成21年度から外航海運会社がトン数標準税制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12ヵ月の乗船訓練のうち、後半6ヵ月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務付けた。(達成時期:平成20年7月)	-
2 事務及び事業の見直し	帆船実習の在り方	航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務づけられているが、平成20年度中に、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。	1	①帆船実習の義務付けの廃止 平成20年7月、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、商船系大学、商船高等専門学校等を対象とした3級海技士(航海)免許取得に係る乗船履歴に義務付けられていた帆船 実習について、その義務付けを廃止した。 ②帆船実習の時期・期間の見直し 学生の就職直前の4月~9月の時期に実施されていた商船系大学の帆船実習の時期について は、平成21年から3ヵ月早めて1月~6月の時期に移行するとともに、帆船実習の期間について は、21年4月から社船実習を行う学生については、従来の6ヵ月から3ヵ月に短縮するよう措置 した。(達成時期:平成20年7月)	-
3 事務及び事業の見直し	遠洋航海等を希望しな	現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6ヶ月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。こうした学生が卒業に困難を来すことのないよう、必要な措置について関係府省と協議し、平成20年度中に結論を得る。	1	・遠洋航海等を希望しない学生に対する必要な措置について、商船系大学及び商船高等専門学校を所管する文部科学省高等教育局専門教育課と協議を行った。(達成時期:平成21年3月) ・なお、文部科学省において、転科制度を導入した。	-
4 組織の見直し	支部・事業所の見直し	連絡調整室(東京)を平成20年度中に廃止する。	1	・連絡調整室(東京)は平成20年8月31日をもって廃止し、その業務を横浜本部へ移管した。 (達成時期:平成20年8月)	-
5 組織の見直し	船隊構成の見直し	内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、平成23年度までに、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。	1	・大型タービン練習船を小型練習船に代替するに当たっては、タービン練習船の廃止後においても海運業界において通常使用されているタービン船 (LNG船等) に配乗可能な海技資格の取得及びタービン技能の習得に支障を生じさせないため、平成20年3月に「タービン代替訓練技術検討委員会」を設置し、代替訓練制度について検討を行った。 ・小型練習船への代替については、練習船「大成丸」を総トン数5,800トンから約3,990トン、定員214名から176名へと小型化し、燃料等運航経費を節減すべくタービン船から燃費効率の良いディーゼル船として平成26年4月1日から就航させ、内航船教育を効率的に実施している。	平成26年4月1日より、就航した。
6 運営の効率化及び自律 化	自己収入の増大	航海訓練所における航海訓練費用については、現在ほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の見直しについて、平成20年度中に委託期間との間で協議する。	1	・平成19年度に、訓練を委託している各教育機関と協議を行い、平成20年度の訓練委託費について、1人1月3,000円から4,000円へと値上げを行った。(達成時期:平成20年4月) ・その後も各教育機関と増額に係る協議を毎年実施し、平成24年度は1人1月8,000円とした。	-
7 運営の効率化及び自律化		今後、事業規模の大きい外航海運会社については、自ら運航する船舶による航海訓練の実施又は航海訓練費用の一部負担のいずれかを求めることとする等、航海訓練に係る官民分担の在り方について検討し、平成20年度中に結論を得る。	1	・海上運送法の一部改正(平成20年7月17日施行)及び関係省令等の制定(平成20年7月31日施行)により、平成21年度から外航海運会社がトン数標準税制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12ヵ月の乗船訓練の内、後半6ヵ月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務づけた。 ・また、当該社船による実習については、費用を支弁して第三者に委託して行う場合を含めており、委託先を航海訓練所とする場合には、訓練費用の一部(第三者委託費)を負担するよう措置した。 (達成時期:平成20年7月)	-

所管府省名	国土交通省
法人名	海技教育機構

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。 ○海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成25年11月29日付けで国庫納付を完了した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	●保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。 ○海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成25年11月29日付けで国庫納付を完了した。
O なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。 ○海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成25年11月29日付けで国庫納付を完了した。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○事務所等の運営は、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理業務等の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額 を6%程度削減することとしている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
〇 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

〇 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、12.9%)は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度から平成26年度の実績は以下のとおりである。

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 345,068千円(84.3%)、競争性のない随意契約 64,152千円(15.7%)

(件数ベース) 一般競争等 58件(71.6%)、競争性のない随意契約 23件(28.4%) 平成23年度

(金額ベース) 一般競争等 224,274千円(78.7%)、競争性のない随意契約 60,567千円(21.3%)

(件数ベース) 一般競争等 32件(58.2%)、競争性のない随意契約 23件(41.8%) 平成24年度

(金額ベース) 一般競争等 363,863千円(87.1%)、競争性のない随意契約 53,867千円(12.9%)

(件数ベース) 一般競争等 30件(60.0%)、競争性のない随意契約 20件(40.0%) 平成25年度

(金額ベース) 一般競争等 296,751千円(85.1 %)、競争性のない随意契約 51,881千円(14.9%)

(件数ベース) 一般競争等 40件(67.8%)、競争性のない随意契約 19件(32.2%) 平成26年度

(金額ベース) 一般競争等 375,870千円(87.2 %)、競争性のない随意契約 54,955千円(12.8%)

(件数ベース) 一般競争等 40件(67.8%)、競争性のない随意契約 19件(32.2%)

※ 競争性のない随意契約の割合が高いのは、水道料金、電気料金など、契約の相手方が 地方公共団体等1者しかない契約が各学校毎に生じるため。

●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、応札が容易になるよう公告期間を長くする等の取組を実施した。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。
- ・●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保している。
- ●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房 行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入 札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。

=± × +>1
●共同調達の実施等を検討する。
該当なし。
該当なし。
●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、 毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、 適切なチェックを実施していく。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸 手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・ 合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●理事長を委員長とする内部評価委員会により、的確に内部監査を実施した。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
O 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●出版物の版権について、自己収入の拡大を図れるよう努めていく。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	・該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

	I				
No.	85	所管	国土交通省	法人名	海技教育機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	1 船員養成・再教育事業	受益者負担の拡大	施	次期中期目標期間中(平成23年度から平成27年度)に海上技 術学校及び短期大学校の授業料(平成21年度月額5,000円)を 公立高校並に引き上げる(平成27年度月額9,900円)。さら に、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更 なる受益者負担の拡大(授業料及び海運業界等からの負担の拡 大)を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。	_	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	_
		船員養成の効果的・効率的 実施	23年度から実 施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校 (商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機構の 海技大学校1校、海上技術短期大学校3校及び海上技術学校4 校。以下同じ。)の連携強化等により、船員養成を効果的・効 率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観 点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事 業の在り方について検討する。	_	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	_

【資産・運営等の見直し】

_	【貝性・建営寺の兄直し】						
ı	講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
(02 不要資産の国庫返納	海技大学校児島分校	22年度以降実 施	児島分校(倉敷)を国庫納付する。		海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成25年11月29日付けで国庫納付を完了した。	
(33 事務所等の見直し	児島清算室の廃止	22年度以降実施	児島清算室を廃止する。	1a	平成23年度末をもって児島精算室を廃止した。	

No. 85 所管 国土交通省 法人名 海技教育機構

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し		上級海技士資格取得コースのうち、1級及び2級海技士コースを平成20年度から 廃止する。	1	平成20年4月から1級及び2級海技士コースを廃止した。	1
2	組織の見直し		海技大学校の児島分校については、その機能を海技大学校本校等へ統合し、校舎 は廃止する。	1	平成21年3月末をもって教育業務を停止した海技大学校児島分校の教育設備等を、平成21年度 に海技大学校に移転し、サービスの質を低下させることなく教育業務を継承している。	-
3	組織の見直し	組織体制の整備	平成18年4月の海技大学校と海員学校の統合を踏まえ、本部における管理機能を強化し、法人の一層の効率的運営を図るため、本部と各学校(9校)の人員配置の見直しを行う。	1	平成18年4月に主たる本部を静岡市に設置し、芦屋市(海技大学校)にも本部の一部を組織していたが、平成22年4月より全本部機能を静岡市に集約し、全国に展開する各学校の運営を一括して管理する本部体制を確立している。	-
4	運営の効率化及び自律 化	自己収入の拡大	実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案 しつつ、適切な受益者負担を導入する。		運航実務コースの平成25年度の授業料については、授業1時間当たりのコストとして物件費相 当額を反映した引き上げを実施した。	-
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の拡大	海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料については、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる。		平成22年の閣議決定に基づき、海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料を平成27年度までに公立高校並み(月額9,900円)に引き上げることとしている。	-

所管府省名	国土交通省
法人名	航空大学校

基本方針の記載	具体的な見直し状況等			
II 資産・運営の見直しについて				
1. 不要資産の国庫返納				
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。				
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	●保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。			
O なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。				
2. 事務所等の見直し				
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度 削減する。			
O 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。			
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。			
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。				
〇 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。			
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。				

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣 議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となっ た契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し 等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法 人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむ を得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度及び平成24年度 |の実績は以下のとおりである。

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 1.472.148千円(97.6%)、競争性のない随意契約 36.893千円(2.4%)

(件数ベース) 一般競争等 46件(90.2%)、競争性のない随意契約 5件(9.8%)

平成23年度

(金額ベース) 一般競争等 1,069,991千円(47.4%)、競争性のない随意契約 1,186,907千円(52.6%)

(件数ベース) 一般競争等 46件(71.9%)、競争性のない随意契約 18件(28.1%)

平成24年度

(金額ベース) 一般競争等 1,873,574千円(99.5%)、競争性のない随意契約 9,627千円(0.5%)

(件数ベース) 一般競争等 47件(92.2%)、競争性のない随意契約 4件(7.8%)

平成25年度

(金額ベース) 一般競争等 1,437,983千円(99.3%)、競争性のない随意契約 9,763千円(0.7%)

(件数ベース) 一般競争等 41件(91.1%)、競争性のない随意契約 4件(8.9%)

平成26年度

(金額ベース) 一般競争等 1,947,749千円(99.5%)、競争性のない随意契約 11,608千円(0.5%) (件数ベース) 一般競争等 47件(90.4%)、競争性のない随意契約 5件(9.6%)

●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、応札者数の増加を目的 |として、従来の掲示板及びHPでの公示の他、国の機関(宮崎空港事務所)でも公示を |行うことにより、周知拡大を図った。

- |●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定) |に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確 |保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報について は、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。
- ●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣 〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職 官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周 |知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	該当なし。
〇「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	┃●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護に留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、適切なチェックを実施していく。
	·

② 管理運営の適正化	
〇 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員 の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●独立行政法人航空大学校監事監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に 内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	〇航空会社及び学生の負担割合を平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額(総経費の約3割程度)まで増加させること、また、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みについて、中期計画に盛り込み、現在、これに沿って航空会社による負担が行われている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
〇 また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No. 8 6 所管 国土交通省 法人名	航空大学校
----------------------	-------

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
(1 航空機操縦士養成事業	文価有負担の拡入	22年度から実 施	卒業生は基本的に全員が民間航空会社に就職している実態や、操縦士の養成の際に多くの経費を要している実態を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させることとし、その具体的な内容について次期中期計画において示す。 また、その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。	1a	航空会社及び学生の負担割合を平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる 経費の2分の1に相当する額(総経費の約3割程度)まで増加させること、また、航空会 社間の負担が公平なものとなるような仕組みについて、中期計画に盛り込んだところであ り、現在、これに沿って航空会社による負担が行われている。(平成23年度約5.8億円、平成24年度約6.5億円)	措置済み
		私立大学の養成課程への協 カ	ttc	航空機操縦士の養成における民間参入拡大のため、私立大学 等の民間養成機関における航空機操縦士の養成が安定的になさ れるように、民間養成機関への技術支援を着実に実施する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) において再整理されている。	-

所管府省名	国土交通省
法人名	自動車検査独立行政法人

基本方針の記載	具体的な見直し状況等				
I 資産・運営の見直しについて					
1. 不要資産の国庫返納○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。					
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	●保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行うこととしている。				
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。					
2. 事務所等の見直し					
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額のを6%程度削減に取り組んでいる。				
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	●東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保 を図っている。				
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。				
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。					
O 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	●研修施設については、自動車検査に係る実習用コース及び機器が必要であり、民間等に類似の施設は存在しないため、代替は不可能である。				
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。					

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣 議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となっ た契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し 等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法 人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立|保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報について 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職 を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむ を得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度、平 成24年度及び平成25年度の実績は以下のとおりである。

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 4,745,862千円(89.9%)、競争性のない随意契約 531,582 千円(10.1%)

(件数ベース) 一般競争等 226件(81.3%)、競争性のない随意契約 52件(18.7%) 平成23年度

(金額ベース) 一般競争等 3.008.740千円(87.9%)、競争性のない随意契約 412.398 千円(12.1%)

(件数ベース) 一般競争等 205件(81.3%)、競争性のない随意契約 47件(18.7%) 平成24年度

(金額ベース) 一般競争等 3.914,375千円(89.9%)、競争性のない随意契約 438,848 千円(10.1%)

(件数ベース) 一般競争等 202件(78.9%) 競争性のない随意契約 54件(21.1%) 平成25年度

(金額ベース) 一般競争等4.200.160千円(77.2%)、競争性のない随意契約1.237,330 千円(22.8%)

(件数ベース) 一般競争等 250件(77.9%)、競争性のない随意契約 71件(22.1%) 平成26年度

(金額ベース) 一般競争等3.571,245千円(88.8%)、競争性のない随意契約452,259千 円(11.2%)

(件数ベース) 一般競争等 181件(76.1%)、競争性のない随意契約 57件(23.9%)

|●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・応募となる 契約を減少させるため、公告期間の延長、業界新聞等を通じた周知等の取組を実施し

●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定) |に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確 は、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。

●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣 官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周 知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。

② 関連法人の利益對余金等の国庫銘材等 ○ 各独立行政法人は、関連法人の同で話争性のない。監要契約や実質的な競争が確保されていない契約に乗り入れに対応を一幅では、中枢を競技やしたがも一幅では、中枢の部分について関係制付する。表 ② 関連の見値し ○ 合独立行政法人は、関連法人の関連を関心に対応で、関係の部分について関係制付する。表 ・		
い契約は参入札における一者応利・企画設等)における一者応募)等が行われていた場合、諸談関は当体人の利益研究会文は内部を関係の有限を受け、内部の部分について国籍の負担程減に責するための指置を請するよう努める。 ② 翻連の見値し ○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同翻達の実施等を検討し、コストの極減を図る。 ・特に研究開発事業に係る翻議については、下記の取報を進めるほか、他の研究機関と協力してベスアが選達に移る情報を持つ、大力ラウティスを担出し、実行に参す。 ・別選注に係る任務実施の関心を持つ。 ・別選注に係る任務実施の対象機関のように対し、大力の登場を推進し、独立行政法人の提供する。また、研究機関と協力してベスアが関連に係る研究機関と協力してベスアが関連に係る研究機関と関連を可能な限り実施しているところであり、今後とも、共同調達の実施により調達が関連を可能な限り実施した。 ・特に研究開発事業に係る翻議については、下記の取報を進めるほか、他の研究機関と協力してベスアが関連に係る研究性と関すらい、リース方式が割安な場合に指揮的による。また、研究機器や保険機器等について他の研究機関の購入実積等を確認することなどにより適正価格の把握に対象を表しました。「他の研究機関の購入実積等を確認することなどにより適正価格の把握に対象を表しまして、他の研究機関の購入実積等を確認することなどにより適正価格の把握に対象を表しまして、他の研究機関の購入実積等を確認することなどにより適正価格の把握に対象を表しまして、他の研究機関の購入実積等を確認することなどにより適正価格の把握に対象を表しまして、他の研究機関の購入実積等を確認することなどにより適正価格の把握に対象を表しまして、の研究機関の購入実積等を確認することなどにより適正価格の把握に対象がある。 ○ 核変の導入人にもの研究機関の購入実積等を確認することなどにより適正価格の把握に対象がある。 ○ 核変の導入人にもの研究機関の購入実積等を確認することなどにより適正価格の把握に対象がある。 ○ 核変の導入人において、の対サービスの改革に関するととした。関連の対象を対象に表しまして、の対象を表したことでもの対象を表しまして、の対象と対象を表しまして、の対象とかられる予定であり、の関係を表する。 ・	③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各権立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 ・ 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベスアリアリスを推出し、発行に移す。 アリカリネスを推出し、発行に移す。 アリカリネスを推出し、発行に移す。 アリカリストスを推出し、発行に移す。 アリカリストスを推出し、発行に移す。 アリカリストスを推出し、発行に移す。 アリカリストスを指し、アナスカスが割安な場合は積極的によれを活用する。また、研究機関と協力してベスクリ設達に係る経験等について他の研究機関との対力の対象とは表しましている。 アリ金格調査に当たっては、他の研究機関との購入実積等を確認することなどにより適正価格の把握に対象のでは、他の研究機関の関入実積等を確認することなどにより適正価格の把握に対象の係の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官良競争入場での環境を設定されて、関東検査部管内(平成28年度で平成27年度)をいたが、北陸信越検査部管内(平成28年度で平成27年度)をいたが、北陸信越検査部管内(平成28年度で平成27年度)をいたが、北陸信越検査部管内においては、入札不落であったため、おようの保護が表別を含め、大きな大サービスの改革に関するサービスの質の維持・向上と経費削減を図され、100円の場合により、実務を実施したところであり、目を接合の関連をの用されては、入札不落であったため、おような大サービス改革基本方針(平成28年度により、大きな大学が高いため、大きな大学が高いため、大きな大学が高いため、大きな大学が高いたのといたが、北陸信越検査部管内においては、入札不落であったため、分により、実務を実施したところであり、目を接着の保護を提出し、ところにあり、目を接着の保護を関するとして、公共サービス改革を検討する。 ○「公共サービス改革基本方針(平成28年度によりまとめらなる予定であり、この結論を指え、調達の効率を検討したが、大きな大学が高され、手により下手を対する。 ○「公共サービス改革が自然を検索では関する政技いについて」(平成28年1月)等を踏まえ、コビー用紙等事務用品の課達、保険など法人内の集約発注を実施し、調達の効率を、コスト縮減を図ってい、全人を開かる事を検証によりに表し、制達の適正をでは関する政技いに関する政技に関する政技に関する政技に関する政技に関する政技に関する政技の対象を対象を対象を対象として、公共サービス改革の企業を対象として、公共サービス改革が高い法人は、総与水体の適正をは、100円の強を対象を対象としているようなの企業を対象したが、は、対象を対象としているような表が高い法人は、発育の総合政法としているような表が高い法人は、発育の総合政法としているような表が高い法人は、発育を対象を対象を対象としているような表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が	い契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あ	該当なし。
対に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベスア) 副志に係る仕権業仲の見し上を行う。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベスア) 副法に係る仕権業仲の見し上を行う。 7) 副法に協会体接撃仲の見し上を行う。 7) 副法に協会体接撃仲の見し上を行う。 7) 協体制造に当たっては、他の研究機関の場入実轄等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○ (協・制) を持ちました。 ○ (協・制) を持ちました。 ○ (政・力・力・力・力・力・力・力・力・力・力・力・力・力・力・力・力・力・力・力	④ 調達の見直し	
トプラウティスを抽出し、実行に移す。 アリ調度に係る性接更件の異直と行う。 イ別議方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究 機器や保管機器等についての研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に 努める。 ○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 人等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。 ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革基本方針(平成22年7月6日閣議決定)によいて、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する長 保的方方が検討され、平成23年4年7月6日閣議決定)にある人が表別の事と経費削減を図 る。 ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革基本方針(平成22年7月6日閣議決定)、この結論を踏まえ、調達の効率化、今「公共サービス改革を検討する。 ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革が科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する長に、中枢23年4月)等を踏まえ、コビー用紙等事務用品の測定の削減等の構造を活する。 ◆ 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、コビー用紙等事務用品の調達、保険など法人内の集約発注を実施し、調達の効率化、コスト縮減を図ってい 化等を図り 経費の削減等の積度を請する。 ◆ 人件費・管理運営の適正化 ○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年1月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の技本的な見能しの一環として厳しく見置す。 ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容と対しませいであります。 ・ 本の子の書とといて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とも伝える記述を考定に実施する。 ・ 小主教大医は、といを持定では、対立を対しませいでは、「公務員の総等が得られるよう、その水準が国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、総等水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容と数値目標を内容と検証に表しませいであります。 ・ 本の子の書と表に実施する。 ・ 本の子の書と表に実施する。 ・ 本の子の書と表に実施する。 ・ 本の子の書と表に実施する。 ・ 本の子の書と表に実施する。 ・ 本の子の書と表に表しましましましましましましましましましましましましましましましましましまし		共同調達を可能な限り実施しているところであり、今後とも、共同調達の実施により調
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	トプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究 機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に	
公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年4月)等を踏まえ、コこー用紙等事務用品の調達、保険など法人内の集約発注を実施し、調達の効率化、コスト縮減を図っていて、1、年費・管理運営の適正化 ① 人件費・管理運営の適正化 ① 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ② 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 ④ 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い速由、講ずる措置等と併せ、終務大臣に報告する。	札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図	平成27年度)及び中部検査部管内(平成26年度〜平成27年度)、北陸信越検査部管内(平成26年度〜平成27年度)において民間競争入札を実施した。関東及び中部検査部管内は新規に契約したが、北陸信越検査部管内においては、入札不落であったため、従前の方法により業務を実施したところであり、引き続き民間競争入札に取り組むこととしている。 〇上記の民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る
① 人件費の適正化 ○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家 公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。 イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等 と併せ、総務大臣に報告する。	公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率	の調達、保険など法人内の集約発注を実施し、調達の効率化、コスト縮減を図ってい
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。 ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家 公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。 イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水 準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等 と併せ、総務大臣に報告する。		
公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。 イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水 準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等 と併せ、総務大臣に報告する。	○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見	
準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等 と併せ、総務大臣に報告する。	公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標	
7)総務人臣は、上記の報告を取りまとの、公衣する。	準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等	

○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、 適切なチェックを実施していく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員 の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●監事監査規程等に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大 を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No. 8 7 所管 国土交通省 法人名 自動車検査独立行政法人

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
		運輸支局の関連業務との一 体化等	施	自動車安全特別会計の見直しの一環として、法人の業務と運輸支局の検査・登録業務を一体化するなど、大幅な効率化を図る。また、軽自動車検査協会との一体的運営・統合を検討し、実施する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-
01	自動車検査業務	大幅な民間への業務移管	22年度から美 施	指定整備工場の指定要件の緩和、認証工場への周知及び働き かけの強化等を通じ、指定整備率を向上させ、大幅な民間移管 を検討し、実施する。 これにより、法人の継続検査に係る事業規模を縮減し、新規 検査、街頭検査、構造等変更検査に業務を重点化する。	2a	指定整備率の向上について、国土交通省から整備事業者団体の会合において説明を行うな ど、整備業界に周知及び働きかけを行った。(指定整備率 H21年度末: 73.3%、H26年度 末: 74.8% 指定整備工場数 H21年度末: 29,111、H26年度末: 29,749) また、指定整備工場の業務範囲の拡大の観点から、「道路運送車両法及び自動車検査独立 行政法人法の一部を改正する法律」(平成27年6月)の成立により、中古購入した小型貨物 自動車の新規検査について指定整備工場において審査できることとした。	ユーザーの選択肢の確保や利便性 の向上にも留意しつつ、民間指定 整備工場による指定整備率の向上
		検査手数料の適正化		法人の業務・在り方の見直し、業務範囲の変更等を踏まえ、 検査手数料の在り方や水準について検討を行い、検査手数料の 適正化を図る。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-
		検査業務の高度化に係る費 用対効果の検証	23年度以降実施	運営の効率化及び検査の質の向上を図るため、費用対効果を 厳密に検証した上で、検査業務の高度化を進める。	2a	検査業務の高度化については、費用対効果を踏まえた上で取り組む旨、平成23年度から始まった中期目標・計画に反映し取り組んでいるところ。 車両の諸元及び保安基準適合性に係る項目について、自動車登録検査業務電子情報処理システム (MOTAS) に電子的にデータを送信することにより、申請者が作成する申請書の一部を省略できることとした。	検査業務の高度化に取り組む際に は、引き続き、費用対効果を検証

【資産・運営等の見直し】

	【貧産・連宮等の見順						
	講ず	べき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	2 事務所等の見直し	本部の移転		賃料コスト削減の観点から、本部(新宿区四谷)について、 賃料コストの掛からない施設又は賃料コストの低い施設への移 転を検討する。		「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、交通安全環境研究所との統合及び自動車検査登録業務のうち登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管すること等が決定されている。これらを踏まえ、法人の統合及び登録関係業務の移管に支障を来さないことを前提に、経費削減の観点を含め、総合的に検討を行うこととしている。	引き続き検討する。
03	3 取引関係の見直し	競争入札の拡大	23年度以降実 施	検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札の全国への拡大 を検討し、経費節減に努める。	2a	検査機器の保守管理業務に関し、第一段階として、関東検査部管内(平成23年度~平成27年度)及び中部検査部管内(平成26年度~平成27年度)、北陸信越検査部管内(平成26年度~平成27年度)において民間競争入札を実施した。関東及び中部検査部管内は新規に契約したが、北陸信越検査部管内においては、入札不落であったため、従前の方法により業務を実施したところであり、引き続き民間競争入札に取り組むこととしている。 上記の民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について全国への拡大を検討する。	競争入札の拡大については、引き 続き検討する。
04	業務運営の効率化等	検査コース数の削減、事務 所等の集約・統合、要員の 再配置・縮減		民間参入の拡大による継続検査業務の縮小等に伴い、検査 コースの削減や事務所等を集約・統合し、要員の再配置や縮減 等を図る。		業務運営の効率化については、ユーザーの選択肢の確保や利便性の向上にも留意し、検査 件数の推移、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化の状況を踏まえつつ、必要に 応じ検査コース数の削減、要員の縮減等に取り組んでいる。	

No. 8 7 所管 国土交通省 法人名 自動車検査独立行政法人

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	「中央実習センター」(東京)の管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。		民間競争入札を実施し、21年4月に当該業務について民間委託を実施し、現在も継続して 実施している。	今後も引き続き民間委託を実施し ていくこととしている。
2	事務及び事業の見直し		自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。		民間競争入札を実施し、21年5月に当該業務について民間委託を実施し、現在も継続して 実施している。	今後も引き続き民間委託を実施し ていくこととしている。
3	運営の効率化及び自律 化		要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車技術革新等に対応すべく、新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実させる。		要員の縮減を図るなか、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化に対応するため新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実している。	今後も引き続き、安全・環境基準 の強化等に伴う検査業務の高度化 に対応した研修を実施していくこ ととしている。

所管府省名	国土交通省
法人名	鉄道建設•運輸施設整備支援機構

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	大学がみだ良いががず
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○平成23年5月2日「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年度内に国庫納付した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金3,649,040千円(平成21年度の一部終了に伴う政府出資金1,250,109千円及び平成22年度の一部終了に伴う政府出資金2,398,931千円)を平成23年3月に国庫納付した。
〇 なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金376,502千円(平成25年9月に368,784千円、平成26年3月に7,718千円)は平成25年度に国庫納付した。また、同事業の一部終了に伴う政府出資金176,686千円は平成26年度に国庫納付した。さらに、同事業の一部終了に伴う政府出資金419千円は平成27年度に国庫納付予定である。 ○高度船舶技術開発等業務における利子補給及び債務保証業務に係る信用基金(政府出資金)1,000,000千円に係る不要財産の譲渡収入を平成23年9月に国庫納付した。 ●平成24年度末に廃止した基礎的研究業務に係る政府出資金66,251千円については、そのうち資本剰余金に整理されている政府出資金を財源とする有形固定資産(旧事業団が取得し委託研究機関が使用した研究資機材)の減価償却累計相当分との差額19,148千円を不要財産として平成25年12月に国庫納付した。 ●今後とも引き続き自主的な見直しを行う。
2. 事務所等の見直し	
〇 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○事務所等の運営については、鉄道建設事業に係る業務の進捗や国鉄清算事業に係る土地処分の進捗に応じて、事務所等の移転・廃止・縮小を行うことにより、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成29年度までの5年間で一般管理費の総額を15%程度削減する。なお、平成24年度を最終年度とする第2期中期目標期間においては、一般管理費総額を16.1%削減しており、目標としていた「15%程度の削減」を達成した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○国鉄清算事業品川作業所については、業務の進捗にあわせて、平成23年度末をもって廃止した。 ○鉄道建設本部東京支社は、事務所借上経費を削減する観点から、平成23年9月に移転を行った。

○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。	
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。		
○ 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。	
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。		

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等 |●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむ |を得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度、平 |成24年度、平成25年度及び平成26年度の実績は以下のとおりである。 平成22年度 (金額ベース) 一般競争入札等 188.911.582千円(59.1%)、競争性のない随意契約 130.538.690千円(40.9%) (件数ベース) 一般競争入札等 988件(58.4%)、競争性のない随意契約 705件 (41.6%) 平成23年度 (金額ベース) 一般競争入札等 183,218,134千円(61.5%)、競争性のない随意契約 114.938.951千円(38.5%) (件数ベース) 一般競争入札等 1.027件(59.4%)、競争性のない随意契約 701件 (40.6%)○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣 平成24年度 議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について (金額ベース) 一般競争入札等 157,695,619千円(57.9%)、競争性のない随意契約 は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となっ 114.837.203千円(42.1%) た契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し (件数ベース) 一般競争入札等 841件(60.0%)、競争性のない随意契約 560件 等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。 (40.0%) 平成25年度 (金額ベース) 一般競争入札等 136.386.565千円(47.4%)、競争性のない随意契約 151.164.778千円(52.6%) (件数ベース) 一般競争入札等 713件(53.4%)、競争性のない随意契約 621件 (46.6%) 平成26年度 (金額ベース) 一般競争入札等 137.052.125千円(60.3%)、競争性のない随意契約 90.446.517千円(39.7%) (件数ベース) 一般競争入札等 695件(54.5%)、競争性のない随意契約 580件 (45.5%) |●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約| |のうち特定の工事についての債務年限の制約の廃止、競争性のある契約のうちー者応 |札・一者応募となった契約については入札参加資格要件等の緩和等を実施した。 ○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法 人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。	●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)
〇 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。	に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。 ●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣
〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●整備新幹線のレール調達については、委託契約によりJRの調達量の中に、機構の必要調達量を組み入れて調達してもらうことで、コストの縮減を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	●情報ネットワークシステム管理業務について、平成28年度分から民間競争入札を実施する。
〇「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見

直す。

○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、 適切なチェックを実施していく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員 の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●内部監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成26年4月1日、監査室を監査部に改組し、監査体制の強化を図ったところである。また、平成26年10月、監査部を理事長直轄組織に改組し、監査部門の独立性の確保を図ったところである。
5. 自己収入の拡大	
〇 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
O 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。

6. 事業の審査、評価

- 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 ○ 「展現の候間来にからい歴れどなり、©尹来にしいとは、采竹の政選による別学的な事果夫施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。 部評価の仕組みを導入する。
- また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 |●高度船舶技術実用化助成制度において、複数年度にわたる事業については、年度ご 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)のとにその進捗状況を有識者から成る「高度船舶技術審査委員会」において審議を経て 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。
 - 助成している。また、各段階での評価結果はホームページ上で公表している。

所管 国土交通省 No. 88 法人名 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1 鉄道建設等業務	コスト縮減の取組等の推進	22年度から実 施	現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層 のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果につ いては、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開 する。	2a	これまでと同様に、機構内において「コスト構造改善推進委員会」を開催し、各支社・建設局で実施しているコスト縮減策の検証を行い、全社的な情報共有を図り、更なるコスト縮減策の実施を保守ことで、一層のコスト縮減に努めている。また、コスト縮減の取組・効果については、引き続きホームページにて具体的事例を図を用いて示すなど、国民に分かりやすい形で公開している。	
2 鉄道助成業務(補助金 等交付業務等)	補助金交付業務の一部の国への移管	23年度から実 施	補助金等交付業務については、交付先・内容が特定的なものである「財団法人鉄道総合技術研究所に対する超電導磁気浮上式鉄道(リニア)の鉄道技術開発費補助金」及び「日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、国に移管する。	1a	「公益財団法人鉄道総合技術研究所 (旧財団法人鉄道総合技術研究所) に対する超電導磁 気浮上式鉄道 (リニア) の鉄道技術開発費補助金」及び「独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、平成23年4月1日より国からの直接交付と した。	措置済み
特例業務(国鉄清算業 務)	利益剰余金の国庫納付	23年度から実 施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。	1a	平成23年5月に成立し公布された「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年6月及び平成24年3月に国庫納付した。	措置済み
4 船舶の共有建造等業務	財務内容の健全化の向上等		今後の業務の在り方については、重点集中改革期間における 取組の成果を踏まえつつ、内航海運活性化に向けた政策全体の 中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を検討し、そ の結果を次期中期目標等に反映する。	1a	重点集中改革期間(平成17年度から平成21年度)における取り組みの成果等を踏まえ、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」(平成16年12月策定)に基づく取組を継続しつつ、平成22年度以降、船舶使用料の引き上げを行うなど更なる財務改善に努めている(船舶使用料の利息相当分の利率 平成22年度「財政融資資金貸付金利十1.45%」)。これらの取り組みにより平成24年度も約17億円の当期利益を計上し、同額分繰越欠損額が減少した。また、船舶の共有建造業務における政策誘導機能を強化する観点から、平成24年度も引き続きスーパーエコシップや16%002排出削減船といった高度な環境性能を有する船舶の建造等に対けて重点的な支援を行った。これらの取り組みを踏まえ、第3期中期目標において、船舶共有建造業務における財務内容改善の取り組みを引き続き行うとしている。具体的には、第3期中期目標期間終了時における未収金残高を31億円以下とするほか、平成25年度に繰越欠損金の削減計画を策定する目を定めた。また、スーパーエコシップ等の環境にやさしい船舶の建造に重点化するなど、政策意義の高い船舶の建造を促進するものとしている。	
	利子補給及び債務保証業務 の終了	22年度中に実 施	利子補給及び債務保証業務は、業務方法書を変更し、平成22 年度をもって終了する。	1a	基本方針どおり、利子補給及び債務保証業務について、平成23年3月に業務方法書を変更 し、平成22年度をもって終了した。	措置済み
6 造船業構造転換業務 【経過業務】	-	-	-	-	-	措置済み
7 基礎的研究業務	法人の業務としては廃止	24年度以降実 施	法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で 実施する。	1a	鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務としては平成24年度末をもって終了し、国が新た に実施する研究業務に資するため、これまでに培ったノウハウ等の必要な情報を国に提供した。	措置済み
内航海運活性化融資業 務	-	-	-	-	-	措置済み

【資産・運営等の見直し】

	講ずべ	べき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
(99	特例業務勘定の利益剰余金	23年度から実 施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。	1a	平成23年5月に成立し公布された「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年6月及び平成24年3月に国庫納付した。	措置済み
1		鉄道施設貸付・譲渡事業の 出資金		鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金12億 5000万円を国庫納付する。		鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金3,649,040千円(平成21年度の一部 終了に伴う政府出資金1,250,109千円及び平成22年度の一部終了に伴う政府出資金2,398,931 千円)を平成23年3月に国庫納付した。	措置済み
1		高度船舶技術開発等業務における信用基金	23年度中に実 施	利子補給及び債務保証業務に係る信用基金(政府出資金)10 億円を国庫納付する。		利子補給及び債務保証業務に係る信用基金(政府出資金)1,000,000千円に係る不要財産 の譲渡収入を平成23年9月に国庫納付した。	措置済み

1	2 事務所等の見直し	地方機関の見直し	23年度以降実施	国鉄清算事業東日本支社(大宮)、国鉄清算事業西日本支社 (淀川区)、品川作業所等について、土地処分の進ちょく等に 応じて、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。また、鉄道建設 本部東京支社(芝公園)について、事務所借上経費を削減する 観点から、移転等を検討する。	2a	このうち国鉄清算事業東日本文社は平成24年度末をもって、品川作業所は平成23年度末を 対	国鉄清算事業西日本支社は、業 8の進捗を見極め、組織の縮小・ 8止等の見直しを行う。
1	3 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実 施	職員宿舎については、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘 案しながら集約化や売却を進める。	2a	で職員宿舎の処分については、平成22年度に上田宿舎、平成24年度に松戸宿舎、習志野台宿 舎B棟及び山科宿舎、平成25年度にこずかた寮を売却した。また、船橋宿舎及び保土ヶ谷寮 の売却に向けて、隣接の土地所有者等、関係者との協議を進めている。 借上宿舎も含めた宿舎の集約化については、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する 実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣)に基づき、着実な実施を図っている。 大	る。 また、「独立行政法人の職員宿
1	4 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実 施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-

(様式3)

No. 88 所管 国土交通省 法人名 鉄道建設·運輸施設整備支援機

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1			〇箱根分室を平成20年度内に売却する。	1	箱根分室については、平成21年6月及び12月に売却した。	-
2	運営の効率化及び自律化		〇麻布分室を売却するものとし、売却時期等について速やかに検討する。	1	麻布分室については、平成22年9月に売却した。	-
3	化		〇松戸宿舎C棟等を平成20年以降に売却する。	1	・西船橋寮については平成21年5月に、上田宿舎については平成22年10月に売却した。 ・松戸宿舎C棟、D棟及び山科宿舎については平成25年2月に売却した。 ・こずかた寮については平成26年3月に売却した。	-
4			〇習志野台宿舎B棟等について、次期中期計画に盛り込まれた業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら、集約化を図る。	1	習志野台宿舎B棟については、平成25年2月に売却した。	-

所管府省名	国土交通省
法人名	国際観光振興機構

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	大作明を先直してが す
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 資産については、平成21年度末時点での政府出資金1,397,611千円のうち、439,185千
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	円を不要財産の額として確定した上で、平成26年3月に不要財産の国庫納付を行い、資本 金減資登記を行った。
〇 なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● インドネシアのジャカルタにおいて、平成26年3月に、国際交流基金及び日本貿易振興機構と同一のビルに本法人の事務所を開設し、共用化を実現した。また、中国の上海において、平成26年6月に、日本貿易振興機構の入居ビルに本法人の事務所が移転し、共用化を実現した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 本機構の東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営 の確保を図っている。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費 削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等について は、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	機構と同一のビルに本法人の事務所を開設し、共用化を実現した。また、中国の上海にお
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
O 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣 |議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について↓(金額ベース) 一般競争等 156.840千円(48.8%)、競争性のない随意契約 164.513千円 は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となっ た契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し 等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法 人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。
- 〇 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 を設置し、個別の契約状況について点検、見直しを実施しているほか、契約に関する情報に 連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立|ついては、ホームページにおいて公表しており、契約に係る競争性・透明性を確保している。 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

● 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを |得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度から平成26年度の実績 は以下のとおりである。

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 202.442千円(50.5%)、競争性のない随意契約 198.455千円 (49.5%)

(件数ベース) 一般競争等 30件(66.7%)、競争性のない随意契約 15件(33.3%) 平成23年度

(金額ベース) 一般競争等 170.115千円(48.9%)、競争性のない随意契約 177.854千円 (51.1%)

(件数ベース) 一般競争等 31件(72.1%)、競争性のない随意契約 12件(27.9%) 平成24年度

|(件数ベース) ―般競争等 27件(71.1%)、競争性のない随意契約 11件(28.9%) 平成25年度

(金額ベース) 一般競争等 183.713千円(53.4%)、競争性のない随意契約 160.237千円

(件数ベース) 一般競争等 29件(70.7%)、競争性のない随意契約 12件(29.3%) 平成26年度

(金額ベース) 一般競争等 3.480.506千円(95.4%)、競争性のない随意契約 169.320千円

(件数ベース) 一般競争等 84件(89.4%)、競争性のない随意契約 10件 (10.6%)

● 平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、十分な公告期間の確保、 |仕様書の内容の見直し、入札参加要件の緩和等の措置を講じている。また、平成23年度、 平成24年度、平成25年度に引き続き、平成26年8月には平成25年度における見直し計画の フォローアップをホームページで公表した。

- |● 「独立行政法人契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基 づき策定した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、外部有識者を委員とする契約監視委員会
- |● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職|房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び 入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	=± 1 + 2
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	
〇 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	● 市場化テストの対象となった通訳案内士試験事業については、平成21年度は民間競争入札により調達を行った(契約期間は平成21、22年度の2か年度)。 平成23年度以降は、市場化テストの対象から外れたが、一般競争入札(総合評価落札方式)の実施により、引き続き、当機構の提供するサービスの質の維持・向上と経費の削減に努めている。
〇「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつ つ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、 適切なチェックを実施していく。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の 諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にする等、徹底した透明化・ 合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 独立行政法人通則法(平成27年4月施行)及び機構内部監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
O また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

国土交通省 法人名 国際観光振興機構 No. 8 9

	事務・事業の見直し】			
事務・事業 講ずべき措置 実施時期 具体的内容 措置状況	措置内容・理由等 今後の対応方針			
への移管、民間との役割分 は い、国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査は国に移管す 1a 査)に関する業務を国(観	する必要のない調査(国際観光白書、消費動向調査、訪問地調 上 光庁)に一元化した。 — 上 委託事業には参加せず、民間に委ねることとした。			
法人直営の外国人国内観光 23年度から実 法人直営の外国人国内観光案内所 (TIC) を廃止する。民間 1。 内観光資源に関する情報フ	内所は平成23年12月31日をもって廃止し、案内の際に使用する国 アイルの見直し、配布用印刷物の種類の見直し、ピジット・ジャ 景業務等の一部を本部の業務とする等の業務の効率化を行った上 民間委託を開始した。			
通訳案内士試験業務の民間 第への移管 24年度以降実施 通訳案内士試験の執行業務については、他の実施主体に移管することを検討する。 支が償う状態とする必要が	他の実施主体への移管の可能性 を引き受ける可能性を見出すためには、まずは本試験業務の収 ずは収支改善の目途をつけること あることから、受験者数の増大を図るため、試験ガイドラインに 放選状式(マークシート方式)の導入、公的施設の活用等試験実 技選状式(マークシート方式)の導入、公的施設の活用等試験実 実施経費の削減に取り組むとともに、筆記試験免除対象の拡 限案内工の制度及び試験の広報周知の強化に取り組んだ。試験実 後の実施に必要となる実費が増加したことから、試験事務の持続 保しつつ、試験事務の為率化及び 学校とも安定の対象の数定を行った結果、平成26年度は、 時の改定により収支が改善し、平成20年度以来、6年ぶりに収支 とも受験者増大等による安定的な黒字の確保に取り組みつつ、引 を可能性について検討する。			
「資産・運営等の見直し」 	## A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A			
講ずべき措置 実施時期 具体的内容 措置状況	措置内容・理由等 今後の対応方針			

Г	講ず	べき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
0	2		23年度中に実 施	北京事務所及びパンコク事務所については、諸条件を整えつ つ、国際交流基金の事務所との共用化等を図る。	1a	バンコク事務所については、国際交流基金の事務所との共用化等のため、同基金が入居するビルへ平成23年7月2日に移転し、7月4日に開所した。 北京事務所についても、同基金が入居するビルへ8月27日に移転し、8月29日に開所した。	I
o	事務所等の見直し 3	海外事務所13か所の統廃合 等	22年度中に実 施	北京事務所及びパンコク事務所を除く海外事務所について も、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる 他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を 得る。	1a	外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について平成22年度中に合意。 び共同検討の体制について平成22年度中に合意。 なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)等を踏まえ、国際協力機構、国際交流基金及び日本貿易振興機構の海外事務所とのワンストップサービスを実現するとともに、国際観光振興機構の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう関係省庁及び各法人において検討を進めており、平成24年夏までに結論を得ることとしている。	1
O	4	本部事務所の移転	23年度以降実 施	経費節減の観点から、本部事務所(有楽町)を移転する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、再 整理されている。	-

所管府省名	国土交通省
法人名	水資源機構

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	〇利益剰余金の取扱については、第2期中期計画に引き続き第3期中期計画(平成29年度まで)においても、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、関係機関と調整を行った上で、主務大臣による積立金の承認(約579億円)を受け活用することとした。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	
2. 事務所等の見直し	
〇 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●『本社・支社局と事務所の役割分担や業務の実施方法の見直し、業務スペースの適正化及び組織の統廃合を推進し、間接部門のスリム化及び事務所の業務体制の効率化を図る』ことを第3期中期計画に規定し、取り組んでいる。 ● 平成27年4月には、これまでに引き続き、一般管理部門、現場事務所を併せて平成25年度比33名減とした。 ● 平成25年9月に本社の業務スペースを(4.5フロア→3フロア)、同11月に吉野川局の業務スペースを(3フロア→2フロア)、それぞれ縮減した。 ○吉野川局について、その機能を維持しつつ、関西支社との組織統合の実現のため、四国各県等の関係各機関との意見交換を行うなど調整を行い、平成27年4月1日、吉野川局を関西支社に統合した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	●職員研修施設については、本社会議室、貸会議室、民間宿泊施設等を利用することにより職員研修機能を代替することとし、処分等の実施に向けた準備を進めている。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	〇宿舎の効率的な運用のための集約化や人員減等により不要となる宿舎については、中期計画に基づき処分を進めている。また、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣)に基づき廃止とされた宿舎については、借り上げ宿舎50戸及び保有73戸の合計123戸の処分を行うなど、順次処分を進めている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
〇 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	○平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを行ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度以降の実績は以下のとおりである。 【平成22年度】 (金額ベース)一般競争等48,483,353千円(86.6%)、競争性のない随意契約7,492,748千円(13.4%) (件数ベース)一般競争等1,468件(81.8%)、競争性のない随意契約326件(18.2%) 【平成23年度】 (金額ベース)一般競争等32,787,968千円(81.7%)、競争性のない随意契約7,362,565千円(18.3%) (件数ベース)一般競争等32,787,968千円(81.7%)、競争性のない随意契約7,362,565千円(18.3%) (件数ベース)一般競争等1,355件(82.3%)、競争性のない随意契約292件(17.7%) 【平成24年度】 (金額ベース)一般競争等1,344件(85.0%)、競争性のない随意契約7,633,852千円(20.8%) (件数ベース)一般競争等1,344件(85.0%)、競争性のない随意契約237件(15.0%) 【平成25年度】 (金額ベース)一般競争等1,238件(83.4%)、競争性のない随意契約237件(16.6%) 【平成26年度】 (金額ベース)一般競争等1,238件(83.4%)、競争性のない随意契約246件(16.6%) 【平成26年度】 (金額ベース)一般競争等1,284件(84.7%)、競争性のない随意契約246件(16.6%) 【平成26年度】 (金額ベース)一般競争等1,284件(84.7%)、競争性のない随意契約246件(16.6%) 【平成26年度】 (金額ベース)一般競争等1,284件(84.7%)、競争性のない随意契約246件(15.3%) ○平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認及び契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。 同様に、一般競争入札においては、一者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知やメールマガジンの配信などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、ロットの拡大又は分割による発注規模の見直し、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施した。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。
〇 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	

② 契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。	〇「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定) に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確
○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。	保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保している。
〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	〇「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)に基づき、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	〇機構の関連法人としては、(公財)愛知・豊川用水振興協会が該当する。平成26年度において、当該法人との間で随意契約は行っていない。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	該当なし
○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	♥ 公共サービ人以単プログフム(平成23年4月/]寺を始また、彼版、コピー用紙寺争 数田県の調達 保険など機構由の集約終注を実施 調達の効変ルーコスト統滅を図っ
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	

●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。				
●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、適切なチェックを実施していく。				
●法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。				
●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図っている。なお、運営費交付金については交付を受けていない。				
●機構の内部監査を実施する監査担当部局を理事長の直轄組織とし、内部監査機能を強化した。				
該当なし				
該当なし				
6. 事業の審査、評価				
該当なし				
該当なし				

	No. 9 0	所管	国土交通省	法人名	水資源機構
--	---------	----	-------	-----	-------

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
C	1 ダム・用水路等の新 築・改築	実施中の事業の完了	-	水の供給量を増大させる施設の新築事業は、現在実施中の6事業の 完了をもって終了する。	2a	建設事業及び入山ダム建設事業については事業元」し、管理を実施している。その他の4 事業については、「ダム事業の検証に係る検討について」(平成22年9月28日付け国土交通 大臣から独立行政法人水資源機構理事長あて公文)におけるダム事業の検証対象とされたこ とから、新たな段階に入らずに現状を維持することとし、事業の継続または中止といった 事業の方針の決定のための検討を進めてきることとし、事業の選続または中止といった	事業の継続が決定した小石原川ダム建設事業、川上ダム建設事業については、事業の進捗を図っていく。 検証中の2事業については、事業の方針の判断のために必要な検討を進めていく。
C	2 ダム・用水路等の管理	維持管理業務等の民間委託の拡 大等	22年度から実施	施設の監視等のうち単純定型業務、維持・補修・更新等の工事、施設管理に係る点検業務、測量・調査・設計等の業務については、コストを検証しつつ可能なものについては民間委託の更なる拡大を図る。ダム等の施設操作・水管理に係る業務において、取水設備の操作、水質保全施設の運用、日々の気象・水象のデータの管理等のうち、安全や利害調整に直結しない業務については、コストを検証しつつ可能な部分について民間委託を行う。これらの取組について、可能なものから着実に進めるとともに、平成23年中に計画を策定し、進めていく。また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務について、利水者等の意見を踏まえ、検討する。	2a	「独立行政法人改革等に関する基本方針」を踏まえ、民間委託拡大計画で定める平成29年	民間委託拡大計画に基づき、民間委託を拡大するとともに、定年 退職者の活用を図るなど、民間委 託拡大の取り組みを着実に実施し ていく。 また、管理用道路等の移管協議 も進めていく。

	講ずん	べき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
C	3 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎について、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。	2a	宿舎の効率的な運用のための集約化や人員減等により不要となる宿舎については、整理合理化計画及び中期計画に基づき処分を進めている。また、それ以外の宿舎についても、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革大臣)に基づき、今後の利用状況等を考慮し処分等を進めている。本社においては、本社から遠距離となっている宿舎の集約化を図るため、本社近傍地(さいたま市見沼区)に新宿舎を平成24年9月に完成させ、既存の4宿舎のうち3宿舎については、平成26年3月に国交省に現物納付し、残り1宿舎については同年6月に売却処分した。また、本社以外の宿舎については、順次売却手続きを進めており、17件中11件の宿舎を処分した。以上のことから全体では21件中15件の宿舎処分が完了し、残り6件の宿舎については、引き続き売却手続きを進めているところである。	引き続き処分等の取り組みを進 めていく。

0	4 取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善		平成22年6月に作成した新たな「随意契約等見直し計画」等に基づき、随意契約の厳格な適用を図るとともに、公告期間等の改善、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し、複数年契約の導入等実質的な競争性を確保するための取組を早急に進める。	2 a	I (10 906) I (109 I/104 III (13 106)	今後も、引き続き左記の取り組み を実施していく。
0	5 保有資産の見直し	利益剰余金の国庫返納の早急な 検討	22年度から実施	機構の利益剰余金の国庫への返還について早急に検討を行い、有効に活用する。	2a	利益剰余金の取扱については、第2期中期計画に引き続き第3期中期計画(平成29年度まで)においても、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、関係機関と調整を行った上で、主務大臣による積立金の承認(約579億円)を受け活用することとした。	後とも国及び利水者の負担軽減を
0	6 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	_	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)において再整理 されている。	_

No. 9 0 所管 国土交通省 法人名 水資源機構

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1 随意契約の見直し	大等	当面の取組(既に実施中の取組を含む。)として、全職員、退職者等を対象とした談合防止に係る説明会の開催等による法令遵守の徹底、一般競争入札方式の拡大による競争性・透明性の強化、ペナルティの強化(指名停止期間の延長)等を図る。	1	平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認、契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。同様に、一般競争入札においては、一者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し(ロットの拡大又は分割)、複数年契約の導入、発注の間しなどを実施した。その結果、平成21年度に49.2%(413件)であった一者応札は、平成22年度は19.2%(132件)、平成23年度は20.4%(141件)、平成24年度は19.1%(148件)、平成25年度は30.7%(341件)となった。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。平成22年度 一般競争等1,468件(81.8%)48,483,353千円(86.6%)、競争性のない随意契約326件(18.2%)7,492,748千円(13.4%)平成23年度 一般競争等1,355件(82.3%)32,787,968千円(81.7%)、競争性のない随意契約292件(17.7%)7,362,565千円(18.3%)平成24年度 一般競争等1,344件(85.0%)29,154,717千円(79.2%)、競争性のない随意契約237件(15.0%)7,633,852千円(20.8%)平成25年度 一般競争等1,238件(83.4%)34,278,931千円(73.5%)、競争性のない随意契約237件(16.6%)12,330,747千円(26.5%) また、談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の既に実施したペナルティ強化を維持し、加えて、毎年度、新規採用職員、退職予定者に対し、談合防止等についての説明会を実施した。さらに、広く職員が参加できる研修等において、独占禁止法等に係る研修を実施するとともに、機構(公団)の既退職者を対象とした法令遵守についての説明会を行った。	-
2 保有資産の見直し	本社宿舎等の処分	〇本社宿舎については、平成24年度までに高円寺等の既存宿舎用地等を処分することにより、本社近傍(さいたま市)に新宿舎を建設して集約化する。さらに、新宿舎の建設による集約化により、平成25年度以降に本社から遠距離となっている宿舎の処分を検討する。 〇本社以外の宿舎については、平成24年度までに未利用宿舎及び将来未利用になる宿舎を売却等により処分する。また、低利用宿舎は、再編・整備、それに伴う処分等の可否について検討を行う。 〇本社等の会議所については、原則として売却等の処分を行う。	1	〇本社宿舎については、本社から遠距離となっている宿舎の集約化を図るため、本社近傍地(さいたま市見沼区)に新宿舎を平成24年9月に完成させ、4宿舎のうち3宿舎は、平成26年3月に現物納付し、1宿舎は平成26年6月に売却処分した。 〇本社以外の宿舎については、順次売却手続きを進めた結果、17件中11件の宿舎を処分した。残り6件の宿舎については、引き続き売却手続きを進めているところである。 〇本社等の会議所については、平成22年度を持って処分を完了した。	-

所管府省名	国土交通省
法人名	自動車事故対策機構

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●機構の設立後に借り入れた事務所及び借上宿舎に係る敷金・保証金には運営費交付金を充ててきたところ、平成26年3月末までに、事務所借料の減額、宿舎の解約等により、返戻
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	を受けた計19,516千円については、新たな敷金等の差し入れ等に充てる目的で預金等として留保していたが、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上でその必要がなくなったと認められたため、平成26年度までに全額を国庫納付した。 また、平成26年4月から平成27年3月末までに同様の返戻金として受け取った計931千円に
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	ついても、同様に国庫納付の手続きを進めているところである。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成28年度までの5年間で一般管理費を平成23年度比で15%以上削減する。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	●東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を 図っている。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

〇 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

〇 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度~平成26年度の実績は以下のとおりである。

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 1,606,475千円(35.6%)、競争性のない随意契約 2,904,360千円(64.4%)

(件数ベース) 一般競争等 125件(59.2%)、競争性のない随意契約 86件(40.8%) 平成23年度

・ 1,825年度 (金額ベース) 一般競争等 1,512,867千円(33.4%)、競争性のない随意契約 3,016,459千円 (66.6%)

(件数ベース) 一般競争等 91件(53.8%)、競争性のない随意契約 78件(46.2%) |平成24年度

(金額ベース)一般競争等 1,382,995千円(29.9%) 競争性のない随意契約 3,240166千円 (70.1%)

(件数ベース)一般競争等 84件(51.2%) 競争性のない随意契約 80件(48.8%) 平成25年度

(金額ベース)―般競争等 1,612,790千円(32.9%) 競争性のない随意契約 3,289,050千円(67.1%)

(件数ベース)一般競争等 83件(50.9%) 競争性のない随意契約 80件(49.1%) 平成26年度

(金額ベース)一般競争等 1,529,861千円(31.4%) 競争性のない随意契約 3,350,440千円(68.6%)

|(件数ベース)ー般競争等 76件(49.4%) 競争性のない随意契約 78件(50.6%)

●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、実質的な競争性を確保するため、総合評価落札方式の拡大、複数年度契約の拡大に取り組んでいる。なお、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の改善については、公告期間の延長、競争参加資格の緩和等の措置を講じている。

・●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。

●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房 行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入 札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等 ○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者に弟)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を請するよう努める。 ④ 関連の見直し ○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 フ)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器等について他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○ 酸争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争人、礼等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政副新会議に設置された公共サービス改革が科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関すると体が表対された「公共サービス改革を経進するとなどにより適正価格の犯機に関するように表が表するとなどにより適正価格の犯機に対象が表す。 ② 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政副新会議に設置された公共サービス改革が科会において、公共サービス改革を経進するための調達の効率化等に関する具体に対する具体に対する場合に対するとは対象が検討され、中枢34年表までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等に関する具体に対する具体を認定しませないで、公式を踏まるとは、対象の対象に対象が検討を行っている。
 い契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を請ずるよう努める。 ④ 調達の見直し ○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストブラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 (1)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成122年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革が科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具 ● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 私等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革人科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具
る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 〇 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 私等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 〇 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革人科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具
トプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 礼等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具
札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。 ○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された 公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具 ●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、
【公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具 ┃●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、
体的力泉が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まれ、調達の効率 (費の削減等の検討を行っている。 化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化
〇 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家 公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水 準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等 と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつを個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き 適切なチェックを実施していく。

●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸 手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・ 合理化を図る。
●会計内部監査実施細則に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。また、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、基本方針に基づきコンプライアンスの推進を図っている。
: 5 該当なし。
該当なし。
ト該当なし。
該当なし。
1

No.	9 1	所管	国土交通省	法人名	自動車事故対策機構
-----	-----	----	-------	-----	-----------

_	【争務・争未の兄担し	· 1					
	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
C	被害者援護業務	-	-	-	-	-	-
C	2 安全指導業務	安全指導業務の見直し	22年度から実	適性診断事業及び指導講習事業については、ユニパーサル サービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。 具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大 するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業 務移管を進める。 指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入 を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進める。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-
C	3 自動車アセスメント	自動車アセスメント業務の 交通安全環境研究所への移 管	施	平成23年度においては、交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。	_	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-

_	【貝性・理呂守の兄但	. 01					
	講ずへ	べき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
0	事務所等の見直し	支所の合理化		経費削減の観点から、事業規模に応じた質情料の削減の取組 を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応 じて、支所の合理化を進める。	2a	i-MATS (ネットワーク端末機) の導入に伴い、導入支所のレイアウト見直しにより生じた 事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所借料の値下げ交渉等を実施すること で、平成21〜26年度に賃借料を138、174千円、事務所スペースを1.455m削減した。 また、第三期中期目標・中期計画においては、①業務量のパランス、②被害者援護業務の 充実、③安全指導業務への民間参入の促進、④適性診断の電子化を踏まえた支所の人員配 置、体制の見直しを検討することとされているところ、破構内児組織合理化検討委員会・組 報合理化検討PTを設置し検討を行った結果、平成25年度に合理化方策を禁止した。 当該方策に基づき、業務量を考慮した支所間の人員配置の見直しや安全指導業務から被害 者援護業務への人員のシフトを進めるなど、組織運営の効率化を図った。	に主管支所及び支所の合理化を実施するとともに、今後も引き続き、合

(様式3)

No. 9 1 所管 国土交通省 法人名 自動車事故対策機構

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	生活資金貸付	債権回収経費について、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を目途に経費の 一層の削減を進める。	1	平成19年度及び平成20年度において事故対策事業推進員(債権回収要員)の主管支所への集約 化に加え、債権回収業務の効率化を図ったことにより、平成18年度比26.8%の経費を削減済 み。	-
2	組織の見直し	組織体制の整備	管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、 平成20年度中に、平成18年度末比で10%に相当する管理職(194人中19人)を削減する。	1	平成20年度末に平成18年度末比で10%を上回る管理職を削減済み(194人中 28人)。	-
3		随意契約の見直し	4ヵ所ある療護センターの警備・清掃等の施設管理業務については、平成20年度から、一般競争入札を導入する。	1	平成20年度に一般競争入札を導入済み。	-
4	運営の効率化及び自律 化	自己収入の拡大	療護センターが保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託する。	1	平成21、23年度を除き、11,000件以上の外部検査を達成。第二期中期目標期間中(平成19年度 〜平成23年度)の年度平均として11,431件を達成。	,
Ę			指導講習業務・適性診断業務について、IT化による事務の効率化等により経費の 節減を図りつつ、受講者数・受診者数の増加努力や受益者の実費負担率の向上に より、自己収入比率を平成23年度までに50%以上(平成18年度実績41.6%)に引 き上げる。	1	トップセールス等による受講・受診の促進のPR及びIT化による事務の効率化等により経費の節 滅に努めた結果、平成23年度の自己収入比率は目標の50%を上回る66.0%となり、達成済み。	-

所管府省名	国土交通省
法人名	空港周辺整備機構

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	■保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の効率化を図ったほか、大阪国際空港事業本部を廃止したことにより、平成24年度までの5年間で一般管理費の総額について54.5%に相当する額を削減した。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成29年度までの5年間で一般管理費の総額を15%以上削減することとしており、平成27年度においては13.8%に相当する額を削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	: : : :該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
〇 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	〇大阪国際空港における機構の業務については、「関西国際空港及び大阪国際空港の一 体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(平成23年法律第54号)に基づいて、新関 西国際空港株式会社に承継し、大阪国際空港事業本部を廃止した。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣 |議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となっ た契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し 等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

〇 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法 人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。
- 連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 において公表しており、契約の透明性を確保している。 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- 〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職|行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入 を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

|●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得 ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度以降の実績は以下のとお りである。

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 171.579千円(88.6%)、競争性のない随意契約 22.141千円 (11.4%)

(件数ベース) 一般競争等 29件(85.3%)、競争性のない随意契約 5件(14.7%) 平成23年度

(金額ベース) 一般競争等 143.413千円(63.9%)、競争性のない随意契約 80.864千円 (36.0%)

(件数ベース) 一般競争等 24件(80.0%)、競争性のない随意契約 6件(20.0%)

|※再開発整備事業において、「騒音斉合施設建設委託契約」により契約を締結したため、競 争性のない随意契約が増加した。(1件、59.297千円) 平成24年度

(金額ベース) 一般競争等 70.408千円(85.1%)、競争性のない随意契約 12.340千円 (14.9%)

(件数ベース) 一般競争等 10件(71.4%)、競争性のない随意契約 4件(28.6%) 平成25年度

(金額ベース) 一般競争等 76.403千円(88.4%)、競争性のない随意契約 9.997千円

(件数ベース) 一般競争等 13件(81.3%)、競争性のない随意契約 3件(18.8%) 平成26年度

(金額ベース) 一般競争等 87.969千円(89.9%)、競争性のない随意契約 9.848千円 (10.1%)

(件数ベース) 一般競争等 14件(82.4%)、競争性のない随意契約 3件(17.6%)

|●平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・応募となった契 |約について、仕様書等の見直し、入札参加要件の緩和、公告期間の見直し等の措置を講じ ている。

- |●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基 づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保すること 〇 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 としており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページ
 - ●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房 |札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等 ○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連はよる利益制金会及は中部関係の有無を連めなど表表し、根底の部分について関係が付けます。またの部分に対する会及は中部関係の有無を連めなど表表し、根底の部分について関係が付けます。またの部分に対する	
い契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関 =+ \ + \ + \	
連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	
④ 調達の見直し	
〇 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図 る。 該当なし。	
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	
○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率で、調査の対応であり、この結論を踏まる、調査の対応であり、経費の削減等の検討を行っている。	月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家 公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬き個別の額を公表する。	
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。●給与水準については、監事による監査、主務 適切なチェックを実施していく。	大臣等による検証を行っており、引き続き、

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸 手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・ 合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●監事監査要綱に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
O 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No.	9 2	所管	国土交通省	法人名	空港周辺整備機構
-----	-----	----	-------	-----	----------

	<u>事務・事業の見直し』</u> 事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
0	民家防音事業、移転補事業、 (賞事業、 (事事) (事事) (事) (事) (事) (事) (事) (事) (事) (事業規模の縮減	23年度以降実施	周辺環境対策の進ちょく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。 関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府 出資の規模を検討する。	2a		平成25年度からの中期計画において、事業費について、事業 教責について、事業 教行方法の改善期間の最 後の事業年度において、前中別 目標期間の最終事業名を(平成24年 場別の最終事業名の が、前の が、前の はいて、では、 といる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる は
		福岡空港事業本部の業務については今後検討	23年度以降実施	福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。	_	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	_

講ずべき措置			実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
	02 業務運営の効率化等	組織・人員の縮減等	22年度以降実 施	周辺環境対策の進ちょくとともに、組織・人員の縮減等運 営の効率化を進める。		職員28名)に稲淑した。 また 東巻二神は知らこ二神は知られたまるための進歴しして 名巻数の「目ってル」	中成25年度からの中朔計画に おいて、現在の事業三課体制の 二課体制への見直し、管理要員

所管府省名	国土交通省
法人名	都市再生機構

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	7(11/K) 0/90 EEO (1/30 1)
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 実物資産については、保有の必要性の見直しを行い、再編計画や処分計画を策定
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	し、不要となった資産について適宜処分を行っているところであり、引き続き、本基本方針を踏まえ、着実に実施する。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	
2. 事務所等の見直し	
〇 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 事務所等の実物資産については、事業の進捗状況や保有の必要性等を勘案して再編計画や処分計画を策定し、事務所の移転・集約化を進めるとともに、不要となった資産について適宜処分を行っているところである。 ● 「一般管理費について、平成25年度と平成30年度を比較して5%程度削減」との中期目標に対し、日常的な経費の一層の節減に取り組む等経費削減を着実に実施し、平成26年度は、平成25年度比4.97%を削減した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 新宿アイランドタワー(床面積約18,286㎡)については、平成26年度に処分を完了した。 ○ 本社については、経済合理性及びコスト削減の観点から不動産市況等についても 継続的に調査検討を行っている。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
〇 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	〇 研修センターについて、平成24年度に廃止及び処分を完了した。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	〇 事務所等の実物資産については、事業の進捗状況や保有の必要性等を勘案して 再編計画や処分計画を策定し、不要となった資産について適時処分を行っているところ である。(新宿アイランドタワーの処分等)

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入礼等に移行することとし、一般競争入礼等であっても一者応礼・応募となった契約については、実質的な競争性が確保をとなっ、公告方法、入礼参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	10,042,260千円(2.1%) (件数ベース) 一般競争等5,817件(90.3%)、競争性のない随意契約623件(9.7%) 平成25年度 (金額ベース) 一般競争等436,611,112千円(96.8%)、競争性のない随意契約 14,203,861千円(3.2%) (件数ベース) 一般競争等4,524件(87.7%)、競争性のない随意契約633件(12.3%) 平成26年度 (金額ベース) 一般競争等305,896,127千円(95.9%)、競争性のない随意契約 13,211,312千円(4.1%) (件数ベース) 一般競争等3,361件(84.0%)、競争性のない随意契約642件(16.0%) 〇 平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・一者応募となった契約については、より一層の競争性を確保するため、その推測される要因を踏まえ、情報提供の拡充、公告等期間の十分な確保、応募要件の緩和、仕様書の充実、業務準備期間の確保及び再公募の実施などの改善方策を実施している。競争性のない随意契約については、平成20年度(同計画策定時)に866億円(30.6%)あったものを、平成26年度においては真にやむを得ないものだけの132億円(4.1%)まで削減した。
〇 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 🖜 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。
- 〇 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 |知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。 |連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

- |定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を |確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報について は、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。
- 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣 |官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周
- 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内 |閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)に基づき、機構と一定の関 係を有する法人(総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引額が3分の1以上 |の法人で、機構の役員経験者が再就職している又は機構の課長相当職以上の職を経 〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職験した者が役員等として再就職している法人)が契約相手方となった場合においては、 当該契約に係る情報の他、機構から当該法人への再就職に係る状況及び機構と当該 |法人との間の取引に係る状況について、機構ホームページに公表する取組みを、平成 23年7月から実施している。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていな |の会社の整理・統廃合に支障を来すことなく、かつ、会社の自立的な経営が可能な範囲 い契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関 |連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あ||○この会社の整理・統廃合に先行して行う利益剰余金の返納については、上記基本的 るいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

○国土交通省設置のワーキンググループにおいて平成23年3月30日付で取りまとめら れた「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関する 基本的な考え方」により、関係会社の利益剰余金については、会社の整理・統廃合を行 |う中で機構の有する会社株式の売却等により利益剰余金相当額を適切に回収すること |を基本としつつ、当面、機構の関係会社として存続することとなる会社については、今後 |内で、会社の整理・統廃合に先行して一定の利益剰余金の返納を要請すべきとされた。 な考え方に基づき、機構が関係会社及びその株主等と協議を行い、平成25年6月まで に国土交通省から要請のあった140億円全額の返納を受けた。

○また、「独立行政法人都市再生機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の |方向性(政策評価・独立行政法人評価委員会:平成25年12月16日付)|を踏まえ、平成 25年度から、当機構が直接出資する関係会社に対して経営状況に応じた配当を要請し た。平成26年度期末配当においては、9社から約3.6億円の配当金を受領する見込。

④ 調達の見直し

- 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図

該当なし。

特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	● UR営業センターや現地案内所等の入居者募集業務について、平成21年7月から、公共サービス改革法に基づく市場化テストを実施した(業務実施期間:平成21年7月1日~平成24年6月30日)。 ● 平成23年7月15日閣議決定された「公共サービス改革基本方針」を踏まえ、平成24年7月1日以降も引き続き市場化テストの業務を実施し、平成27年6月30日をもって完了。 ●「公共サービス改革基本方針」を踏まえ、UR-NETの運用支援等に関する業務について、市場化テストの業務を実施する(契約期間:平成29年4月から平成34年3月まで)。
〇 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き 続き個別の額を公表する。	● 独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、適切なチェックを実施していく。

② 管理運営の適正化	
〇 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。給与振込経費については、国よりも低廉なものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
O 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な 外部評価の仕組みを導入する。	● 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、第三者委員会として設置された「事業評価監視委員会」を平成26年度に4回開催し、再評価・事後評価の対応方針及び都市再生事業実施基準の適合検証結果について意見を求めることにより、機構の事業に外部評価を適切に反映させている。 ● 平成26年度は9地区について基準への適合を検証し、事業評価監視委員会で評価を受けた。また、6地区について事業に着手したため、評価結果を公表した。
〇 また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	

No.	9 4	所管	国土交通省	法人名	都市再生機構

r	事務・事業の見直し 事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	事務・事業全般について	事務・事業全般の見直し及び機 構の在り方の検討	22年度から実施	機構は、14兆円の負債及び3500億円の繰越欠損金を有していることから、これによる将来的な国民負担の発生を避けるため、以下の取組を含め、事務・事業全般について抜本的な見直しを行い、これを踏まえた新たな経営改善計画を策定する。また、組織の見直しを含め、機構の在り方について検討する。	-	〇「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	_
02	都市再生事業	都市再生事業実施に係る基準を 明確化し、事業規模の縮減	22年度から実施	事業実施に係る4基準 ・政策的意義を有していること ・民間のみでは実施困難な要因を有していること ・機構の事業採算性が確保されていること ・事業実施において適切な民間誘導がなされること について、新たな基準に盛り込むべき事項を平成22年中に作成し、平成23年度予算案に反映させるとともに、今後の事業規模の縮減を図る。 また、リスク管理や事業中止の判断、事業を適切に推進していく上で必要な事項について、併せて検討する。	2a	〇第三者委員会(事業評価監視委員会)による検討を踏まえて新たな都市再生事業実施基準(以下「新基準」という。)を作成し、平成23年度から運用を開始した。 〇平成27年度予算については、新基準を踏まえて必要最小限の事業を計上した。 〇今後も引き続き、新規事業については、あらかじめ新基準に適合することを検証し、第三者委員会の評価を受けた上で事業に着手することとしている。 〇また、リスク管理、事業中止の判断等については第三者委員会による検討を踏まえて基準等を作成し、平成23年度から運用を開始した。	今後も引き続き新基準等を運用し ていくこととしている。
03	賃貸住宅事業	市場家賃部分の民間への移行、高齢者・低所得者向け住宅の自治体又は国への移行	23年度から実施	機構の負債等の縮減のため、賃貸住宅事業の規模を縮減する。機構が保有する住宅の譲渡に当たっては、機構のようにする。 機構が得有する住宅の譲渡に当たる収入を上回る必要性の低いものに当ため、一般構が得来にわたる収入を上回る必要性の低いものに当かる。まずは都心部語を指している。まずは都心部語を踏また、政策的に進める。まずは都心部語また、を有数や人を進転し、その結め場合ととも行て用途を対し、その結めるを対し、その結めると、での結め場合ととも行て用途を対しては、のもに上記の考入来需要の見通し等を進めるとは、ともに間いては、公的な事とのと、のは、ともに、自分体における政策上の必要性を十分に踏まえ、年進をできましていては、のは、自分体におけるを対して、自分体におけるを対しては、定期的に検証・精査を以上に進める。ことともに置の内容にするととも指置のの内容にするに、際しては、居中のは、居中ののには、原りしては、ア軍に進める。では、関係では、関係では、関係では、は、は、自治体と連携した適切ないて検討する。	2a	○左記の具体的内容のうち、「機構の負債等の縮減のため、賃貸住宅事業の規模を縮減する。機構が保有する住宅の譲渡に当たっては、機構の財務体質を悪化させないため、売却価格が将来にわたる収入を上回るようにする。機構が保有する住宅のうち、政策的に公的関与の必要性の低いものについては、民間への移行を積極的に進める。まずは都心部の高額家賃物件から民間への入札を実施することとし、その結果を踏まえ、さらに、上記の考え方にのっとり、民間への移行を進める。」については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日間議決定)において再整理(※)されている。 (※)「東京都心部の高額賃貸住宅(約13,000 戸)については、平成26年度から順次、サブリース契約により民間事業者に運営を委ね、将来的に、賃貸住宅事業の経営の過度な負担とならない限り、売却する。」 ○左記の具体的内容のうち上記以外の措置内容は次のとおり。 ◇機構が保有する住宅について、平成26年度においては6,069戸(平成25年度2,503戸)のストックの再編に新たに着手するとともに、2,181戸(平成25年度5,035戸)のストックを削減した。 ◇「独立行政法人都市再生機構の改革に係る工程表」(平成23年7月策定)等に基づく取組は以下のとおり。・団地再生に伴って発生する整備敷地については、平成23年7月策定)等に基づく取組は以下のとおり。・団地再生に伴って発生する整備敷地については、平成26年度においては12haについて公的な利用のほか民間への譲渡等を行った。・地方公共団体への譲渡等を行った。・・中成25年度においては12haについて公的な利用のする意向確認の結果を踏まえ、譲受の意向のある地方公共団体と協議を進めた結果、平成26年度に2回地譲渡した。・これらの取組については、定期的に検証・精査する枠組みを構築し、毎年度、適切な情報公開を行っていく。 ◇賃貸住宅の現地管理業務については、平成22年度より総合評価方式による一般競争入札を実施し、・受賃貸住宅の現地管理業務については、平成22年度より総合評価方式による一般競争入札を実施し、・受賃貸住宅の現地管理業務については、平成22年度より総合評価方式による一般競争入札を実施し、・プロ・ディン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	今後も引き続き工程表等に基づき適切に対応していく。
04	ニュータウン事業	土地の供給・処分完了に向けた 取組を推進	30年度までに実 施	現在実施中の事業については、平成25年度までに工事を完了し、地 価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の 供給・処分完了に向けた取組を促進する。	_	〇 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	_
05	特定公園施設業務	業務完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	公園管理者との調整、施設譲渡等を行い、平成30年度までの業務完 了に向けた取組を促進する。		〇 平成26年度までに、10箇所の国営公園の業務を完了した。引き続き残る6箇所の国営公園について、公園管理者との調整、施設譲渡等を着実に行い、平成30年度までの業務完了に向けた取組を進める。(平成27年度中に1公園完了の見込)	今後も引き続き平成30年度までの 業務完了に向けた取組を進める。

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
C	6 保有資産の見直し	本社及び新宿アイランドタワー	23年度以降実施	本社及び新宿アイランドタワーについて、自ら保有するよりもコストを削減する観点から、処分・移転について検討する。		〇 新宿アイランドタワー (床面積約18,286㎡) については、平成26年度に処分を完了した。 〇 本社については、経済合理性及びコスト削減の観点から不動産市況等を踏まえ、その処分・移転 について継続的に調査検討を行っている。	経済合理性及びコスト削減の観点から、リースバックや他への移転等の検討を引き続き行い、不動産市況等の動向を見据えながら適切に対応する。
0	7	研修センター	23年度以降実施	研修センターを廃止し、早期に処分する。	1a	〇研修センターについて、平成24年度に廃止及び処分を完了した。	-
o	8	賃貸事業用事務所等施設等の処 分	22年度から実施	賃貸事業用事務所等施設、居住環境整備賃貸敷地(民間供給支援型を除く。)、分譲住宅団地内賃貸施設及び倉庫について、計画・条件に従って順次売却を進める。	2a	〇賃貸事業用事務所等施設については、平成26年度に新宿アイランドタワー(床面積約20,397㎡)、ベルマージュ堺(床面積約36,576㎡)を処分した。 〇居住環境整備賃貸敷地(民間供給支援型を除く。)については、借地人から買受けの申し出があった場合等の調整・判断基準に基づき売却することとしている。 〇分譲住宅団地内賃貸施設(4物件)については、平成26年度に、すすき野第二(床面積約137㎡)、前野町六丁目(床面積約316㎡)を処分した。残り2物件については、建築基準法等の制限があるため、当面の間は継続保有し、譲渡方法を検討する。 〇倉庫については、平成21年度に策定した倉庫再編計画において2物件を処分対象とし、平成24年度に完了した。	賃貸事業用事務所等施設について は、不動産市況を勘案しつした 権利者との関係等売却時 を理された物件から随時売却を進 る。居住環境整備賃貸敷地(民間、借場 支援型を除くの申し出がある。 大の調整・判断基準に出がある。 分譲住宅団地内賃貸踏まえついた。 が、 はは、 はは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
O	9 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しな がら集約化や売却を進める。	2a	〇平成21年度末時点で48物件あった職員宿舎について、業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら 集約化や売却を進めており、平成26年度については、花小金井職員宿舎 (土地面積約6,339㎡)を処分した。	「独立行政法人の職員宿舎の見直 しに関する実施計画」(平成24年12 月14日行政改革担当大臣決定)を踏 まえ、不要となる宿舎について、順 次廃止・処分手続きを行う。

10	取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応 札の改善		随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、競争性のない随意契約は、事務所賃貸借等の真にやむを得ないものに限定し、それ以外は、平成22年度までに競争性のある契約に移行する(平成25年度から前倒し)。一者応札については、再入札の実施や公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、競争性を確保する。	2a	○随意契約については、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成22年度をもって随意契約を終了し、一般競争入札等、競争性のある契約方式に移行するものの、引き続き下記取行した。 ○また、「随意契約等見直し計画」を着実に実施し、競争性のない随意契約については、平成20年度(同計画策定時)に866億円あったものを、平成26年度においては、随意契約については、平成20年度(同計画策定時)に866億円あったものを、平成26年度においては、随意契約については、平成20年度をおった契約案件についても、1 名応礼ものだけの132億円まで削減した。 ○一般競争入札等の実施にあたっては、一者応札・一者応募となった契約については、より一層の競争性を確保するため、その推測される要因を踏まえ、情報提供の拡充、公告等期間の十分な確保、応募要件の緩和、仕様書の充実、業務準備期間の確保及び再公募の実施などの改善方策を平成22年度から実施しており、平成26年度についても、上記の改善方策を引続き実施した(一者応札等の実績は、平成21年度は506件、平成22年度は486件、平成23年度は361件、平成24年度は1,217件、平成25年度は の審議等を踏まえ、契約相手方が固定的であることを前提に、いかにしてコスト削減を図るかといった観点での検討を必要に応じて行うこととする。
11		関連法人の利益剰余金等の国庫 納付等		関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。	2a	〇国土交通省設置のワーキンググループにおいて平成23年3月30日付で取りまとめられた「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関する基本的な考え方」により、関係会社の利益剰余金については、会社の整理・統廃合を行う中で機構の有する会社株式の売却等により利益剰余金相当額を適切に回収することを基本としつつ、当面、機構の関係会社として存続することとなる会社については、今後の会社の整理・統廃合に支障を来すことなく、かつ、会社の自立的な経営が可能な範囲内で、会社の整理・統廃合に先行して一定の利益剰余金の返納を要請すべきとされた。〇この会社の整理・統廃合に先行して行う利益剰余金の返納については、上記基本的な考え方に基づ会、機構が関係会社及びその株主等と協議を行い、平成25年6月までに国土交通省から要請のあった140億円全額の返納を受けた。〇また、「独立行政法人都市再生機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(政策評価・独立行政法人評価委員会:平成25年12月16日付)」を踏まえ、平成25年度から、当機構が直接出資する関係会社に対して経営状況に応じた配当を要請した。平成26年度期末配当においては、9社から約3.6億円の配当金を受領する見込。
12		関係法人の整理・統廃合等	23年度以降実施	機構と関係法人の複雑な資本関係を整理する観点から、関係法人の整理・統廃合について、早急に工程表を策定する。また、引き続き、機構から関係法人への再就職あっせんは行わないなど、不適切な再就職を生じさせないための措置を講じる。	I	〇「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。
13	人件費等の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から美施	職務・職責に応じた給与体系の運用、業務の見直しとあわせた組織のスリム化・管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費や一般管理費の一層の抑制に取り組む。	-	〇「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。
14	組織体制の整備	外部評価の適切な反映	22年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	2a	〇事業の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、第三者委員会として設置された 「事業評価監視委員会」を平成26年度に4回開催し、再評価・事後評価の対応方針案及び都市再生事 業実施基準の適合検証結果について意見を求めることにより、機構の事業に外部評価を適切に反映させている。 で後も引き続き、「事業評価監視 委員会」に意見を求めることにより、機構の事業に外部評価を適切に反映させることとしている。

No. 9 4 所管 国土交通省 法人名 都市再生機構

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1			〇関連会社等との随意契約について、原則すべて競争性のある契約方式への移 行を図る。	1	関係法人との随意契約については、平成22年度をもって原則全て競争性のある契約方式へ の移行を完了済みである。	-
2	運営の効率化及び自律化	関連会社等との随意契 約の見直し	〇都市再生機構においては平成18年度末において4,955億円の繰越欠損金をかかえているにもかかわらず、関連会社等の中には剰余金を生じているものもあり、関連会社等との随意契約の見直しとあわせ、関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方策を講ずるものとする。	1	随意契約については、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成22年度をもって随意契約を終了し、一般競争入札等、競争性のある契約方式に移行した。 閣議決定を受け、日本総合住生活(株)について、平成21年6月開催の同社株主総会において機構への金銭寄附を決議し、機構へ124億円が寄附されたことから、これを団地の環境整備等に活用した。 これに加えて、関係会社の利益剰余金については、国土交通省設置のワーキンググループにおいて平成23年3月30日付で取りまとめられた「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関する基本的な考え方」に基づき、機構が関係会社及びその株主等と協議を行い、平成25年3月に8社から40億円、平成25年6月に3社から100億円、計140億円の返納を受けたところ。	-
3	運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	〇事務所再編計画を策定し、不要となった事務所は処分を行う。その際、本社 及び新宿アイランドタワーについては、リースバックでの対応も検討する。	2	事務所については、平成21年度に再編計画を策定し、着実な実施を図っており、新宿アイランドタワー(床面積約18,286㎡)については、平成26年度に処分を完了した。なお、本社については、経済合理性及びコスト削減の観点から、リースバックや他への移転等を前提とした処分についての検討を引き続き行い、不動産市況等の動向を見据えながら適切に対応することとしている。	事務所については、策定した再編計画に基づき、不要となるものについて、処分手続きを行う。本社については、経済合理性及びコスト削減の観点から、リースバックや他への移転等の検討を引き続き行い、不動産市況等の動向を見据えながら適切に対応する。
4	運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	〇研修センターについて、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分 吟味するとともに、売却等の可能性について、保有と賃貸のコスト比較による 経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	研修センター(土地面積約15,000㎡)については、平成24年度に処分を完了した。	-
5	運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	〇証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、早急に検討を進める。	1	証券化対象割賦債権の対象拡大については、証券化に係る一定の適正が認められた債権に ついて、経済合理性の比較検討を行ったが、現在の市場環境において証券化の対象拡大は生 涯収支上不利との結果を得ている。	-
6	運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	〇分室については、平成19年度末までに売却する。ただし、再開発予定地区に ある分室については、当該地区の事業進ちょくにより存廃を決定する。	1	分室については、再開発予定地区にある分室を除き平成19年度までに処分した。また、再開発予定地区にある分室についても、平成20年度に廃止し、平成22年度に処分を完了した。	-
7	運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	〇保養所については、平成20年度末までに一括して処分する。	1	保養所については、平成19年度に一括して処分を完了した。	-
8	運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	〇宿舎については、平成20年度末までに、平成21年度以降5年間の宿舎再編計 画を策定し、不要宿舎は廃止・処分する。	1	宿舎については、平成20年度に策定した新たな再編計画に基づき、業務の進捗状況、入居 状況等を勘案しながら集約化や売却を進めており、平成21年度以降13箇所・322戸の廃止を完 了した。	-

9 運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	〇倉庫については、平成20年度以降に倉庫再編計画を策定し、不要倉庫は処分 する。	1	倉庫については、平成21年度に再編計画を策定し、処分対象となった物件(土地面積計約 900㎡)の処分を平成24年度までに完了した。	-
10 運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	〇賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件 を整理した物件から随時売却を進める。	2	賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件の処分を図り、平成18年度から平成26年度までに15物件(床面積150,691㎡)を処分した。	賃貸事業用事務所等施設については、不動産市況を勘案しつつ、従前権利者との関係等売却の前提条件が整理された物件から随時売却を進める。
11 運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	〇居住環境整備賃貸敷地 (民間供給支援型を除く。) については、借地人から 買受けの申出があり、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調 整が整ったものは売却を実施する。	2		居住環境整備賃貸敷地(民間供給支援型を除く。)については、借地人から買受けの申し出があった場合等の調整・判断基準に基づき売却する。
12 運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	〇分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、売却等 処分を推進する。	2		分譲住宅団地内賃貸施設について は、賃借人の意向等を踏まえつつ売 却を進める。
13 運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	〇平成19年度にニュータウン等事業の一部の事業用定期借地について、環境が 整い次第、証券化を進める。	2	家等の公募を実施したが、平成20年度の金融環境の悪化の影響で、優先交渉権者の辞退によ	経済合理性及びコスト削減等の検討 を引き続き行い、証券化市況等の動 向を見据えながら適切に対応する。
14 運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	〇ニュータウン地区内の利便施設について、賃借人である施設運営会社との協 議が整い次第、売却する。	1	ニュータウン地区内の利便施設については、賃借人である施設運営会社との協議が整い、 平成20年度に施設運営会社へ売却した。	-

所管府省名	国土交通省
法人名	奄美群島振興開発基金

基本方針の記載	具体的な見直し状況等				
Ⅲ 資産・運営の見直しについて					
1. 不要資産の国庫返納					
) 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等 こついて、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものと なっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。					
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	●保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。				
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。					
2. 事務所等の見直し					
〇 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ●管理等業務の一層の効率化を図り、平成30年度までの5年間で一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)を7%以上削減することを目標としており、平成26事業年度において、約41.1%削減を達成した。				
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。				
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。				
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。					
〇 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。				
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。					

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度及び平成26年度の実績は以下のとおりである。 【平成22年度】 (金額ベース)一般競争等 5,880千円(60.3%)、競争性のない随意契約 3,879千円(39.7%) (件数ベース)一般競争等 1件(20.0%)、競争性のない随意契約 4件(80.0%) 【平成23年度】 (金額ベース)一般競争等 9,713千円(71.5%)、競争性のない随意契約 3,867千円(28.5%) (件数ベース)一般競争等 2件(33.3%)、競争性のない随意契約 4件(66.7%) 【平成24年度】 (金額ベース)一般競争等 4,975千円(56.9%)、競争性のない随意契約 3,762千円(43.1%) (件数ベース)一般競争等 1件(20.0%)、競争性のない随意契約 4件(80.0%) 【平成25年度】 (金額ベース)一般競争等 5,046千円(55.4%)、競争性のない随意契約 4件(80.0%) 【平成25年度】 (金額ベース)一般競争等 5,046千円(55.4%)、競争性のない随意契約 4件(80.0%) 【平成26年度】 (金額ベース)一般競争等 1件(20.0%)、競争性のない随意契約 4件(80.0%) 【平成26年度】 (金額ベース)一般競争等 1件(20.0%)、競争性のない随意契約 4件(80.0%) 【平成26年度】 (金額ベース)一般競争等 1件(20.0%)、競争性のない随意契約 4件(80.0%)
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	

② 契約に係る情報の公開	
〇 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。	・●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)
○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。	に基づき作成した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。 ●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣
○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	ウラクルカ某性准安星から久庇公安東見れて東荻浦紋)に トレレ ホールページでの国
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	該当なし。
○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	

4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、適切なチェックを実施していく。
② 管理運営の適正化	
〇 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。給与振込経費については、国よりも低廉なものとなっている。
O また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●監事及び会計監査人による監査に加え、内部監査を含む内部統制担当職員を専任 配置しているほか、理事長を長とするコンプライアンス委員会を設置している。

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
O 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
〇 また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No. 9 4 所管 国土交通省	法人名 奄美群島振興開発基金
------------------	----------------

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
0	1 保証業務	財務内容の健全化の向上	22年度から実	審査の厳格化、事業者に対する経営・再生支援の措置等によるリス ク管理債権の削減、債権管理・回収の強化等により、財務内容の健全		(参考) ・リスク管理債権	管理・回収の強化に努めるととも に、地域の事業者等に対する創業、 起業支援及び経営改善等の研修会の 効果の向上及び地域金融機関として
0	2 融資業務			化に努める。		H22年度 7,588,182千円 → H23年度 7,338,851千円 → H24年度 6,984,261千円 → H25年度 6,802,501千円 <u>→ H26年度 6,575,550千円</u>	経営サポート的役割の一層の充実を 図り、融資先等個別の経営改善を促 進することで基金の財務内容の健全 化に繋げることとしている。

所管府省名	国土交通省
法人名	日本高速道路保有 • 債務返済機構

具体的な見直し状況等(案)	
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
利用の促進を図るとともに、有効利用が見込めない用地が発生した場合には、売却に向けた諸手続きを着実に進め、債務の返済に充てる。	
● 管理等業務の一層の効率化を図り、平成25年度から平成29年度までの5年間で一般管理費を5%以上削減する。	
〇 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、主たる事務所の神奈川県(横浜市)への移転を平成27年3月31日に実施した。	
· ● 該当なし。	
● 該当なし。	
● 保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。	

3. 取引関係の見直し (2. 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	
① 随意契約の見直し等	
	● 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成26年度までの実績は以下のとおりである。
	マルス 平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 6,543,849千円(96.5%)、競争性のない随意契約 233,875千円 (3.5%)
	(件数ベース) 一般競争等 70件(85.4%) 、競争性のない随意契約 12件(14.6%) 平成23年度
	(金額ベース) 一般競争等 7,295,267千円(96.9%)、競争性のない随意契約 231,572千円 (3.1%)
	(件数ベース)一般競争等 80件(87.0%) 、競争性のない随意契約 12件(13.0%) 平成24年度
	(金額ベース) 一般競争等 9,264,741千円(97.6%)、競争性のない随意契約 224,018千円 (2.4%)
	(件数ベース)ー般競争等 62件(83.8.%) 、競争性のない随意契約 12件(16.2%) 平成25年度
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣 議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について	(金額ベース) 一般競争等9,182,348千円(97.6%)、競争性のない随意契約 226,238千円
は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し	(件数ベース)ー般競争等49件(79.0.%) 、競争性のない随意契約 13件(21.0%) 平成26年度
等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	(金額ベース) 一般競争等8,554,134千円(96.3%)、競争性のない随意契約 325,167千円 (3.7%)
	(件数ベース)ー般競争等74件(86.0.%) 、競争性のない随意契約 12件(14.0%)
	● 平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・一者応募への対策の強化として、参加資格要件緩和の検討・見直し、入札情報に関する周知の拡充、公告期間の延長等を実施している。また、契約後には、一者応札・一者応募となった契約及び競争性のない随意契約について、契約監視委員会において当該契約の入札要件等の妥当性に関して点検・検証を行い、その評価と議事内容を公表することとしており、徹底した競争性及び透明性を確保している。
	● 平成26年度においては、外部有識者及び監事による「契約監視委員会」を開催し、「一者応札・一者応募となった契約」について競争性の確保を目指す方策が執られているか等の点検・礼証を行ったところ、全ての契約について特段の指摘・問題はなかった。また、その結果については機構ホームページで公表した。
〇 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職 を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。 が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取 引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

|● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に 基づき策定した「随意契約見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保するこ |ととしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームペー |ジにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。

●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官 |房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていな。 |い契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関 連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あ るいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

該当なし。

④ 調達の見直し

○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図

該当なし。

特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベス トプラクティスを抽出し、実行に移す。

ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。

イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究 I● 該当なし。 機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。

ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に

努める。 ○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入

札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図

該当なし。

〇 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された 公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具 ┃● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経 体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率 | 費の削減等の検討を行っている。 化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

4、人件費・管理運営の適正化 ① 和立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日問題法決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 匿す。 ② 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、知見の理解と納得が得られるよう、その水準が国家 公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を者実に実施する。 ① 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちよく状況、給与水 を内容とする取組を者実に実施する。 ② 企業には報告する。 ② 全権立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも部室しつつ、引き続きのような人の表、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも部室しつつ、引き続きの表する。 ② 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き裁格な チェックを行う。 ② 管理運営の適正化 ③ 法定外指列厚生業を持ちま、人員等の限点から技本的に見直し、簡素な管理点 「別、効率的な運営体制を確保することにより、業務重常コストを削波する。このため、一段専門を及び 事業員に係る対象に見様については、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観 □ 法定外福利厚生業、総与療込経査、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準にたものとなっている。 ③ 法定外福利厚生費、総与療込経査、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準にたものとなっている。 ② きた、事業員等については、所要級の見機りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積予収限 ■ 昨年報時上のしていては、日常を発見原用しまますを出場にするなど、必要な経費を積予収限		
 11月1日閉議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の接本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう。その水準が国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を有実に実施する。 イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を約確に把握するとともに、人件費削減の進ちよく状況、給与水準の石り等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い適由、講する措置等と対策、認義大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。 ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。 ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き値別の額を公表する。 ○ 会独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き込表する。 ○ 会教立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。 ○ 会を発展を表する。 ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なかまった行うたので行う。 ② 管理運奮の適正化 ② 管理運奮の適正化 ② 管理運奮の適正化 ② 管理運奮の適正化 ○ 総与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き数格がよります。通知なチェックを実施していて、選集の第年によるにないて、過去の効率化の実施を踏まえ、これまて以上の努力を行うとの観点から異体的な目標を設定する。 ○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準したものとなるよう敬能を図るの事化の実施を必要とが職員の諸手当については、国家公務員に準したものとなるより報應を図る。 ○ また、事業費等については、所要額の見稀りの考え方を明確にするなど、必要な経費を検算段階 		
公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて結ら水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 (イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちよく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、請する措置等と併せ、総務大臣に報告する。 (日)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。 (日) 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続 を関別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。 (日) 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続 を関別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。 (日) 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。 (日) 会議が進については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な プェックをでいるところであり、引き続き公表する。 (日) 管理運営の適正化 (日) 管理運営の適正化 (日) 管理運営の適正化 (日) 実務運営の不足の対策に対して、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 (日) 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 (日) 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。	11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見	
準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつ、引き続き個別の額を公表する。 ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつ、引き続き個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。 ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。 ② 管理運営の適正化 ○ 警理運営の適正化 ○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 ○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階	公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標	
き個別の額を公表する。 ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。 ② 管理運営の適正化 ○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 ○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階	準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等 と併せ、総務大臣に報告する。	
チェックを行う。 ② 管理運営の適正化 ○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 ○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階		
 ○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 ○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階 		
門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び 事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観 点から具体的な目標を設定する。 ○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当につ いては、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階	② 管理運営の適正化	
いては、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。 〇 また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階	門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び 事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観	
から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。 「単化を図る。	から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予	● 所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。 監事監査要綱に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。	○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 監事監査要綱に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
O 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	

No.	9 5	所管	国土交通省	法人名	日本高速道路保有・債務返済機構
-----	-----	----	-------	-----	-----------------

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
高速道路の保有・ 01 け、債務返済、道		23年度から実 施	本法人の決算時において、高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表することを検討する。	10	高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を平成22年度決算 発表時(平成23年8月2日)から当機構のホームページ等で公表している。	-
理者の権限の代行		23年度から実 施	高速道路の管理業務効率化の観点から、本法人が行っている 道路管理者(国)の権限代行業務について、特殊車両通行許可 の事務において包括的な事前協議を実施するとともに、道路占 用許可の事務においてチェックリストを導入し、業務の見直し を行う。	1a	特殊車両通行許可事務については、地方整備局、都道府県、政令指定都市と平成23年6月から包括的事前協議を行い、業務の効率化を図った。道路占用許可事務におけるチェックリストについては、平成22年10月から前倒しで導入し、各高速道路会社に通知するとともに、一層の適正な運用を図るため、引き続き担当者向け講習会を開催するなどにより更なる周知を図っている。	-
02 本州と四国を連絡 鉄道施設の管理等	-a _	-	-	1	-	-

	【貝性・連呂寺の兄直し】 							
	講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
(03 事務所等の見直し	東京事務所の移転	22年度から実 施	経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への 早期移転について検討する。		「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再 整理されている。	_	

「皿 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	住宅金融支援機構

# 	日本社会日本山地の
基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○平成21年度1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直した ことにより決定した国からの出資金2,300億円を平成23年3月14日に国庫納付済みである。 ○平成23年度政府予算において国庫納付することとしていた次の国からの出資金について、平成
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	24年3月16日に国庫納付済みである。 ALMリスク対応出資金113億円、金利変動準備基金106億円、 優良住宅取得支援制度出資金300億円 ○住宅融資保険事業及びまちづくり融資の見直しを行い、不要となった次の国からの出資金につ
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	いて、平成24年11月21日に国庫納付済みである。 保険引受リスク対応出資金234億円、まちづくり融資に係る信用リスク対応出資金7億円 〇今後とも、引き続き自主的な見直しを行う。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●管理等業務の一層の効率化を図り、平成28年度までに、一般管理費の総額を平成23年度対比15%以 上削減する。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	●本機構の東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費 削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等につい ては、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」において、平成28年度末までに北関東支店と南九州支店を他支店と統合することとされており、それぞれの統合先を首都圏支店、九州支店とし、統合時期を南九州支店と九州支店は平成27年度末、北関東支店と首都圏支店は平成28年度上半期とした。 ○職員宿舎について、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき処分することとしていた12宿舎については、平成24年2月末までに売却し、これによって同計画に基づく宿舎の処分は完了。また、「独立行政法人の職員宿舎見直し実施計画」(平成24年12月24日行政改革担当大臣決定)に基づき、第2期中期計画(平成28年度末まで)において処分するとした3保有宿舎は平成25年5月末までに売却済みのほか、処分対象の15保有宿舎のうち、藤井寺宿舎は平成26年3月に売却済み、平成27年4月に空き家となった3宿舎(代田、神田、西新第2宿舎)は売却に向け手続き中。なお、公庫総合運動場は平成25年4月に売却済み。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣 議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について |平成24年度 は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となっ た契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し 等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

(金額ベース) 一般競争等 43,931,855千円(95.4%)、競争性のない随意契約 2,099,744千円(4.6%) (件数ベース) 一般競争等 934件(87.0%)、競争性のない随意契約 140件(13.0%) 平成23年度

平成22年度

(金額ベース) 一般競争等 48,002,348千円(96.2%)、競争性のない随意契約 1,914,064千円(3.8%)

り、平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度及び26年度の実績は以下のとおりである。

(件数ベース) 一般競争等 1,003件(88.2%)、競争性のない随意契約 134件(11.8%)

(金額ベース) 一般競争等 59.256,779千円(97.4%)、競争性のない随意契約 1.606,296千円(2.6%)

(件数ベース) 一般競争等 981件(91.8%)、競争性のない随意契約 88件(8.2%)

平成25年度

(金額ベース) 一般競争等 59,259,657千円(98.4%)、競争性のない随意契約 944,714千円(1.6%) (件数ベース) 一般競争等 875件(91.8%)、競争性のない随意契約 78件(8.2%)

平成26年度

(金額ベース) 一般競争等 63,080,053千円(98.2%)、競争性のない随意契約 1,128,591千円(1.8%)

(件数ベース) 一般競争等 832件(90.3%)、競争性のない随意契約 89件(9.7%)

●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・一者応募の改善は、事業者に関する参加条件は業務内容に照ら し真に必要性の高いものに限り設定する、過去に一者応札となった案件等は、競争参加資格の資格等級を全等級に拡げて入札等を実施す る等の取組を実施した。引き続き、随意契約見直し計画の達成や一者応札・一者応募の改善に向けて取組を進める。

┃●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであ

〇 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政 法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、 毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることか ら、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必 要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある 職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取 引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間 の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した 「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実 |施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確 保している。

|●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進 室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこと として透明性を確保している。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていな い契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関 連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あ るいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

該当なし。

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図	該当なし。
も。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	●Withシステム(機構内イントラネット)の運用業務について官民競争入札の実施中である。
○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の 検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
O 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き 続き個別の額を公表する。	●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、主務大臣等による検証を行っており、引き続き、適切なチェックを実施していく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。給与振込経費については、国よりも低廉なものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。

○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。また、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を図っている。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No.	9 7	所管	国土交通省	法人名	住宅金融支援機構
-----	-----	----	-------	-----	----------

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 証券化支援事業	ALMリスク対応出資金の国庫返納	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率(フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率)等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に113億円を国庫納付済みである。	
	金利変動準備基金の国庫返納	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移 等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に106億円を国庫納付済みである。	
02 住宅融資保険事業	廃止	24年度から実 施	平成21年4月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ(平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下率上乗せ)が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等(フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保)に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。		住宅融資保険事業については、平成24年度から、証券化支援事業と連動して行う必要のある事業等(フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保)に限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、平成24年11月21日に234億円を国庫納付済である。	
	高齢者向け住宅に係る新たな仕 組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅(医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」(仮称))について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。	1a	厚生労働省と連携して「サービス付き高齢者向け住宅」の創設に向けた検討を行い、平成23年10月 20日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」(平成23年法律第32号)が 施行されたことを受けて、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリ パースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険事業を実施している。なお、平成24年度から、従来 の住宅融資保険事業は廃止し、証券化支援事業と連動して行う必要のある事業等に限定し、民間によ る代替が可能となるまでの措置として行っている。	
	賃貸住宅融資の廃止	23年度から実施	現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。	1a	平成23年度から、従来の賃貸住宅融資は廃止し、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資事業に限り、民間の代替が可能となるまでの措置として行っている。	
03 住宅資金貸付事業	高齢者向け住宅に係る新たな仕 組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅(医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」(仮称))について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。	1a	厚生労働省と連携して「サービス付き高齢者向け住宅」の創設に向けた検討を行い、平成23年10月 20日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」(平成23年法律第32号)が 施行されたことを受けて、同年11月7日からサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅 への融資業務を実施している。なお、平成23年度から、従来の賃貸住宅融資は廃止し、証券化支援事 業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間 による代替が可能となるまでの措置として行っている。	
	まちづくり融資の廃止	24年度から実 施	まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」 による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行 の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただ し、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事 業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代 替が可能となるまでの措置として行う。	1a	まちづくり融資については、平成24年度から、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、平成24年11月21日に7億円を国庫納付済である。	
04 既往債権管理業務	-	-	-	-	-	
05 団体信用生命保険事業	-	-	-	-	-	
06 住情報提供事業	廃止	23年度から実施	事業を廃止し、民間にゆだねる(当該事業には、証券化支援事業等 の各事業の実施に係る情報提供は含まない。)。	1a	住まいづくりに関する情報サイトを除き、平成23年3月末に廃止し、当該情報サイトについては、 平成23年7月26日に廃止した。	

【貧産・連宮等の見直し		+++ ++	日体协办中	## 翠	# 翠 内 应	A.W. D. H. C. T. A.I
	うべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等 	今後の対応方針
07	ALMリスク対応出資金	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率(フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率)等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に113億円を国庫納付済みである。	
08 	金利変動準備基金	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移 等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に106億円を国庫納付済みである。	
09	証券化支援事業に係る政府出資 金2000億円	22年度中に実施	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額(2000億円)について、確実に返納する。	1a	平成23年3月14日に国庫納付済みである。	
10	まちづくり融資に係る政府出資 金300億円	22年度中に実施	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額(300億円)について、確実に返納する。	1a	平成23年3月14日に国庫納付済みである。	
11 事務所等の見直し	見直し計画を早期に策定	22年度から実 施	平成22年度中に、本部、事務所、宿舎、借上事務所等の全資 産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上で、 見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舎等の統廃合を検討す る。	1a	保有事務所等の見直しについては、第2期中期計画において、全国を11ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めるとしたところであり、見直し計画については策定済みである。 また、職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)に基づき、平成28年度末までに、第2期中期計画において処分するとした保有宿舎3宿舎に加え、保有宿舎15宿舎(91戸)及び借上宿舎13戸を廃止する独立行政法人の宿舎見直しに関する実施計画が平成24年12月に策定されたところ。	
12 職員宿舎等の見直し	職員宿舎及び公庫総合運動 場の処分	22年度から実 施	職員宿舎及び公庫総合運動場について、売却を進める。	2a		職員宿舎については、宿舎見直 し実施計画を踏まえ、不要となる 宿舎について、順次処分手続きを 適切に行う。
13 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実 施	職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	_	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再 整理されている。	_

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	北海道支店北5条宿舎(1号)ほか2件の宿舎については、平成19年度中に処分する。	1	北5条宿舎(1号)、北5条宿舎(2号)、額新第2宿舎の3件について、平成19年度中に処分済み。	-
2	運営の効率化及び自律 化	保有資産の見直し	本店本町ほか57件の宿舎について、平成19年度中に宿舎整理計画を策定し、平成20年度以降、計画に基づき不要宿舎を売却する。	1	平成20年3月に12の宿舎を処分する宿舎整理計画を策定。平成21年4月に当該12宿舎処分について認可された。平成21年7月から売却を開始し、平成24年2月までに12宿舎全て売却済み。	-
;	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	公庫総合運動場については、株式会社日本政策金融公庫が設立される平成20年 10月に向け、共有他法人との協議を行い、処分について検討する。	1	共有他法人との協議等を経て平成25年4月に処分済み。	-

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	環境省
法人名	国立環境研究所

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 第3期中期計画に基づき、生態系フィールドⅡ(実験ほ場)については、当該フィー ルドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	〇 上記資産の国庫納付は、現物による納付を行うこととしている。
O なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 研究施設等について必要性、有効性等からの見直しを行った結果、不要と認められるものはなかった。 ● 知的財産については、販売実績等がない特許技術についてはその権利を放棄した(H26年度1件)。また、具体的なその後の研究進展が期待できない案件については、知財審査会で共同出願権を放棄した(H26年度2件)。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営について は、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 東京事務所の廃止などにより経費削減を実施している。
O 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 東京事務所は平成20年度に廃止している。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行 うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
〇 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 地方支所、職員宿舎については該当なし。本部事務所その他の資産については、必要 最小限のものにしている。なお、不要資産については、上記1に記載したとおりである。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等 〇 随意契約等見直し計画を着実に実施しており、研究機器の保守業務等についての 参加 |者確認公募方式による調達を平成23年度分の契約から導入した。 【平成22年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等4,111,268千円(56.6%)、競争性のない随意契約 3.158.605千円(43.4%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等272件(57.9%)、競争性のない随意契約198件 $(42.1\%)_{\circ}$ 【平成23年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等2.344.031千円(31.5%)、競争性のない随意契約 5.102.342千円(68.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等263件(58.7%)、競争性のない随意契約185件 〇 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議 (41.3%)。 決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について 【平成24年度】 は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった「(金額ベース(単位:千円)) 一般競争等6.387.378千円(75.7%)、競争性のない随意契約 契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等 2,046,138千円(24.3%) の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。 (件数ベース(単位:件)) 一般競争等310件(67.2%)、競争性のない随意契約151件 (32.8%)【平成25年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等5.943.652千円(80.5%)、競争性のない随意契約 1.437.749千円(19.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等293件(67.0%)、競争性のない随意契約144件 (33.0%)【平成26年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等5,792,890千円(72.0%)、競争性のない随意契約 2.249.787千円(28.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等358件(68.2%)、競争性のない随意契約167件 (31.8%) 〇 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法 人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職 を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高 が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取 引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政) |改革推進室事務連絡)に基づき、公表の対象となる契約のホームページでの公表等を行っ

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていな い契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連|末における地球・人間環境フォーラムの次期繰越収支差額は▲94百万円、泥土リサイクル 法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、ある いは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

● 左記に掲げる場合に該当する関連法人の財務状況について調査した結果、平成25年度 協会の利益剰余金は11百万円であり、研究所との契約における不当な内部留保はないと認 識している。

④ 調達の見直し

○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図

特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベス トプラクティスを抽出し、実行に移す。

- ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。
- イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究 機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。
- ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に 努める。
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図
- 〇 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された 公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具 体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率 化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

- 〇ア)仕様要件について、過度の設定をしないための見直しを行っている。イ)調達する機器 |等の使用目的からリース方式が可能な場合には、積極的に活用している。 ウ)価格調査に 当たり、他の研究機関における納入実績等を把握するなどの取組を行っている。
- 次期のネットワークシステム運用管理業務を左記法律の規定に基づく民間競争入札で 調達することとした。
- 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)も踏まえ、「随意契約等見直し計画」 (平成22年4月策定)に基づく随意契約等の見直し、一者応札・一者応募の見直し等に係る取 組を進め、経費の削減等を図っている。

4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化 ② 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直 す。 ② 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家 公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。 ④ 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等 と併せ、総務大臣に報告する。 ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き と何の検証、改定内容、個別の支給額を公表している。 ② 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な ■ 位員報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き業績反映のさせ方、報準の検証、改定内容、個別の支給額を公表している。 ■ 位員報酬について、個別の支給額を公表している。 ■ 位員報酬について、個別の支給額を公表している。 ■ 位員報酬について、個別の支給額を公表している。
11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家 公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。 イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等 と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。 ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き業績反映のさせ方、報き個別の額を公表する。 ○ 会長水準については、監事による監査、評価素量会による事務評価においてま、引き結ぎ厳格な。 ● 給与水準の適正化に係る取組状況(ラスパイレス指数、給与制度等)については監察
 ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。 ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続きの検証、改定内容、個別の支給額を公表している。 ○ 会与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においてま、引き結き厳格な。 ● 給与水準の適正化に係る取組状況(ラスパイレス指数、給与制度等)については監察の場合のできまである。
準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。 ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き業績反映のさせ方、報き個別の額を公表する。 ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き結ぎ厳格な。 ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き結ぎ厳格な。 ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き結ぎ厳格な。
き個別の額を公表する。 準の検証、改定内容、個別の支給額を公表している。 ○ 終与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においては、引き結支厳核な。 ● 給与水準の適正化に係る取組状況(ラスパイレス指数、給与制度等)については監察
・ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
② 管理運営の適正化
〇 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。
● 事務に係る経費については、例えば、研究所から職員への口座振込の振込手数料が限度にするために、地元銀行と交渉し手数料減免措置を講じた銀行を振込みに使うないては、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ● 事務に係る経費については、例えば、研究所から職員への口座振込の振込手数料が限度にするために、地元銀行と交渉し手数料減免措置を講じた銀行を振込みに使うないでは、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ● 事務に係る経費については、例えば、研究所から職員への口座振込の振込手数料が限度にするために、地元銀行と交渉し手数料減免措置を講じた銀行を振込みに使うない。 ・ 職員に推奨している。国際的な研究活動において内外から高い評価を得た者や研究所動の発展に多大な貢献をした者等に対して授与する「NIES賞」の副賞を平成22年度からした。職員の海外出張費については、従来からエコノミークラスの利用を行ってきている。 ・ 職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとしており、国家公務員に無いる場合に対していない。
● 中期目標期間における業務内容と一体のものとして、運営費交付金については、人 ○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階 から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。 第のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。 ● 中期目標期間における業務内容と一体のものとして、運営費交付金については、人は政府の削減方針に基づくこと、特定業務に係る業務費は当該年度に必要な経費を積まると、その他の業務費は一定以上の削減率により毎年度の削減を進めている。 を、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールに明記している。各年度の運営費交付の方式を、中期計画で定めた運営費を付金算においては、年度計画及び個別の研究課題毎の研究計画を、研究をやスケジュールの妥当性を精査しつつ作成し、外部の専門家の評価・助言も受けつつ画的な執行を行っている。
〇 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。 〇 他の組織から独立した組織(監査室)を設置し、内部監査業務を実施している。

5. 自己収入の拡大	
〇 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
O 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大 を図る。	● 特許権について、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して保有する特許権を精選し、活用を図る。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	〇 第3期中期計画に基づき、外部研究評価の結果を研究活動に適切に反映させるとともに 評価結果とそれに対する当研究所の考え方を公表するなど、国民への説明責任を果たして いる。

No.	9 7	所管	環境省	法人名	国立環境研究所
-----	-----	----	-----	-----	---------

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1 研究事業① 重点研 究プログラム		23年度から実 施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガスの削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、森林総合研究所において関連する研究が行われていることから、今後とも両研究所間で研究課題の重複の排除を図りつつ、当該研究機関との連携を強化する。	2a	第3期中期計画に基づき、国内外の中核的研究機関としてこれまでに構築してきた研究機関・研究者ネットワーク等の蓄積を活かし、内外の環境分野の研究機関との連携を国環研のリーダーシップにより戦略的に推進するための体制を整備し、中核的研究機関としての機能を更に強化した。このうち災害と環境に関する研究について、国内の9研究機関が参画する環境放射線研究連絡会議を主催し、東日本大震災に係わる環境放射線研究の連携を推進するための情報・意見交換を行った。さらに、平成25年10月には研究所本構(つくば市)に福島支部準備室を設置し、福島県やJAEAと環境創造センターにおける中長期取組方針、研究計画、他機関との連携等について協議・調整を進めた。平成27年5月にはJAEA・福島県と同センターに関して連携協定を締結した。また、環境分野の研究を実施している国・独立行政法人等の間の連絡調整・情報交換の場として、環境研究所が中心となって設置しその運営にも主導的な役割を果たしている「環境研究機関連絡会」の活動として、平成26年11月に気候変動と科学技術をテーマにした公開シンポジウムを開催した。平成23年度以来毎年双方の理事が会し、地球温暖化対策に向けた研究の連携強化のあり方について協議した。これを踏まえ、引き続き研究課題の重複の排除を図りつつ、定期的な会にでいて協議した。これを踏まえ、引き続き研究課題の重複の排除を図りつつ、定期的ならを持つなど連携強化を図っている。また、有害物質動態の解明と予測モデルに係る研究開発等については、他の国立研究開発法人や大学の研究実施状況や成果に係る情報を把握した上で、その成果を活用しつつ効果的・効率的な研究の実施に努めている。	引き続き、同様の対応を取る予 定。
2 研究事業② 基盤的 な調査・研究活動		23年度から実 施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、大気・水圏中の有害物質動態の解明とその予測モデルに係る研究開発等については、他の研究機関等における研究成果も活用し、効率的に実施する。	2a		引き続き、同様の対応を取る予 定。
3 研究事業③ 知的研 究基盤の整備	環境研究の効率的な実施		環境試料等の収集・保存については、環境試料の長期保存事業等を実施している国内外の他の研究機関との連携を図りつつ行うこととし、研究資材のコスト縮減に資するよう効率的・効果的に取り組む。	2a	第3期中期計画に基づき、国際的な協調を意識しながら所内外の長期環境モニタリング事業と連携を図りつつ試料の収集、保存に努めるとともに、保存試料から環境情報を読み出すための計測手法の開発や応用、新たな保存試料、保存技術の検討などを通じて、少ない保存試料からより多くの情報が得られるように、試料としての価値を更に高め、活用を図っている。 具体的な国際連携の事例として、ストックホルム条約の有効性評価を支えるGMP (Global Monitoring Plan) に環境試料長期保存事業 (Environmental Specimen Banking) を追加することが締約国会議で認められ、国環研研究者がリードオーサーとして各国ESB関係者の意見を集約しつつこの章を執筆し、2013年のCOP-6で承認された。また、2015年5月のCOP-7に併設されたScience Fairにおいて、ESBの説明ポスターの設置が認められ、国環研で情報をまとめて作成したものが張り出された。さらに、2015年6月末にフランスで開催されたESB国際会議で、条約事務局担当者からGMPの説明をうけるとともに、今後の協力ならびに連携強化に関する議論が行われたところである。 一方、希少生物の保存については、国際自然保護連合のレッドリストをもとにアジア地域で遺伝資源保存の野生動物種を選定し、関係国の機関と交渉を開始した。The Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources (ACM)への加盟を行い、微生物リソースの保存と利用に関して、国際的協調の下で学術的・技術的な連携関係の構築を図った。またコスト削減については、例えば保存試料の集約によるフリーザー等の一部停止の継続と省エネタイプへの移行に取り組んだ。	
環境情報の収集・整 4 理・提供に関する業 務			刊行物の発行部数等を見直すとともに、研究内容等の情報発 信を国民に分かりやすい形で行う。	2a	刊行物については、配布先等の見直しを行い、刊行物の発行部数を削減するとともに、ホームページによる情報発信に重点化する観点から、刊行物ページの充実を図った。平成24年度からは、研究報告や年報などについては原則として電子情報により提供することとした。また、刊行物を厳選して紙によることが不可欠なものに限って、紙媒体で発行することとした。インターネット、プレスリリース、公開シンポジウム等を通じて、環境研究の専門的知識を持たない人にも理解しやすい言葉で、研究活動や研究成果についての正確な発信を行うように努めている。	引き続き、同様の対応を取る予 定。

_	L						
	講ずへ	、き措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
(06 不要資産の国庫返納	生態系研究フィールドⅡ (実験ほ場)	施	生態系研究フィールドII (実験ほ場)については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。	, ,	第3期中期計画に基づき、生態系フィールドⅡ (実験ほ場)については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。	当該研究終了後に速やかに国庫納付すべく準備を行う。

0	取引関係の見直し	調達に係るベストプラク ティスの抽出と実行	23年度中に実 施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組 みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティス を抽出し、実行に移す。		平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、同年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。これを受け、参加者確認公募等の既存の調達方式のより積極的な活用を含め、具体的なベストプラクティスの抽出・実行に着手した。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	
0	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実 施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究業務については、平成23年4月に研究評価実施要領を改訂して、8つの研究分野をカバーする外部専門家を評価者とする外部評価委員会を設置し、「国の研究評価に関する大綱的指針」に基づき各分野の研究活動全般について評価を受け、評価結果を研究における重点の置き方や研究の進め方等に反映してよりよい成果が得られるようにする外部評価の仕組みを設けた。これに基づき、平成23年12月16日に本中期最初の年度評価を実施し、評価委員の意見も踏まえ、新たに設けた「放射性物質・災害環境研究チーム」において放射能汚染研究を推進する等の研究の重点化を図るとともに、外部評価結果と当研究所の考え方についてホームページで公表するなど、透明化を図っている。	
0	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自 己収入の拡大	23年度から実 施	競争的な外部資金を獲得するよう努めるほか、民間等からの 研究受託を更に推進し、自己収入の拡大を図る。	2a	VICTORY ALTORED A CHELLE AND THE TOTAL CHELLED	引き続き、同様の対応を取る予定。
1	内部統制の強化	コンプライアンス委員会 の設置等	22年度から実 施	本法人が策定した「独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」(平成22年9月)に基づき、コンプライアンス委員会を速やかに設置し、チェック体制の早期構築等を図る。	2a		引き続き、研修内容の充実を図り つつ、同様の対応を取る予定。

No. 9 7 所管 環境省 法人名 国立環境研究所

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	②組織の見直し	事務所の廃止	平成20年度中に東京事務所を廃止する。	1	平成20年度に廃止済み	-
2		大型実験施設等の見直	平成20年度中に大型実験施設等について、利用状況や成果発信に係る状況を踏まえ、一部廃止を含む見直し計画を策定する。この中で奥日光フィールド研究ステーションについてはできるだけ早期に廃止する方向で検討する。	1	平成20年度に大型実験施設等見直し計画を策定した。奥日光フィールド研究ステーションについては、研究拠点としての利用を平成20年度末までに廃止するとともに、平成22年度において、観測タワー、取水施設等の撤去を行った。	今後も大型実験施設等について更 なる見直しを検討する。
3	③運営の効率化及び自 律化		平成19年度末までに、国に合わせた随意契約の基準額を設定する。	1	平成19年度中に実施済み	今後も国に合わせて設定された随 意契約の基準額に従い適切に随意 契約を締結していくこととしてい る。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	環境省
法人名	環境再生保全機構

# 	
基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●利益剰余金等については、財政投融資資金等への償還財源等業務上必要不可欠なものに限定されている。 ○戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣 宛に行い(平成25年7月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	〇戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣 宛に行い(平成25年7月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。
〇 なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●特許の保有件数は、旧公害健康被害補償予防協会が実施していた調査研究において権利が発生した3件、及び旧公害健康被害補償予防協会から引き続き環境再生保全機構が実施した調査研究において権利が発生した1件の計4件であるが、いずれの特許も各研究課題が終了した際、受託者が出願費用を負担して特許を出願したため権利が発生したものである(権利維持費用も全て受託者が負担している)。現在のところ、その特許が収益化する見込みはないが、将来における収益化の可能性については随時確認しているところである。なお、旧公害健康被害補償予防協会が実施していた調査研究において権利が発生した3件の特許権は平成28年度中までに、旧公害健康被害補償予防協会から引き続き環境再生保全機構が実施した調査研究において権利が発生した1件の特許権は、平成37年度中に期間満了となる。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	〇平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画 を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
〇 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし

○本部事務所については、平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署 〇 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える1の移転を行い、賃貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政┃〇大阪支部については、予定より半年前倒し平成25年6月末に廃止した。 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。 |○戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣| |宛に行い(平成25年7月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。 3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等 ○契約については、契約監視委員会の点検を踏まえて策定した「随意契約見直し計 |画」(平成22年4月策定)に基づき、真にやむを得ないものを除き、競争(企画競争、公募 を含む。)に付している。 また、新規の競争性のない随意契約については、原則として事前に契約監視委員会 |の意見を聴取することとしている。 一者応札・応募についても、契約監視委員会の点検を踏まえて策定した「一者応札 (応募)改善方策」(平成24年3月)に基づき、適正な準備期間の確保や情報提供の拡 |充、仕様書等を受領した業者で応札しなかった業者に対して、応札しなかった理由の聴 |取を行う等の事後点検を行い、入札条件の改善を図るとともに、一者応札・応募となっ ○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣 た案件については、契約監視委員会において点検及び確認を実施した。 |議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について| なお、平成25年度から契約手続審査委員会を設置し、事前審査機能を強化し、より適 は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となっ│正な調達手続きの実施に努め、競争性・透明性の確保を図っている。 た契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し ┃・平成22~26年度の一者応札・応募の状況 等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。 22年度実績:15件 23年度実績:11件 24年度実績:7件 25年度実績:1件 26年度実績:5件 (参考)平成26年度の契約の状況

(金額ベース(単位:円))

一般競争等 783.808.197円(100%)

(件数ベース(単位:件)) 一般競争等 80件(100%)

〇 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法 人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 |連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- 〇 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職 を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。
- |●左記の情報について、事務連絡「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表につい て(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長)に基づき、入札公告等(HPでの公 |表、入札説明書)への記載を行っている。

なお、取組開始後からこれまでの間、該当する契約はない。

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていな い契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関 連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あ るいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

■関連法人はない。

④ 調達の見直し

- 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図
- |●主務省及び近隣の法人と情報交換をするなど、引き続き、共同調達について検討す る。

特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベス トプラクティスを抽出し、実行に移す。

- ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。
- イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究 |該当なし 機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。
- ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に 努める。
- 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 |●基本方針の別表に掲げられた公害健康被害補償業務における徴収業務の事務委託 |については、既に民間競争入札を導入し、経費を削減しつつ、サービスの質の向上等を 図っている。
- ○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された|●平成23年4月にとりまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、競争性、 公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具 |透明性の確保を高めるため、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、随意契約に |体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率|よる場合であっても、説明的責任を強化することにより、効率化や成果の向上等に取り 化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。
 - 組み、経費の削減等を図る。

4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●役員の報酬については、毎年6月末に個人情報保護に留意しつつ、個別の額を公表している。
O 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●監事による監査において、人件費の削減についてチェックするとともに、機構の組織体制、人員構成、ラスパイレス指数の算定方法、業務管理・人事評価方法、昇格等について総務課からヒアリングを実施し、給与水準の適正化に関するこれまでの取組及び今後実施する措置について厳格なチェックを行っている。また、環境省独立行政法人評価委員会においても、給与水準の適正化に係る取組状況等を踏まえた評価を実施したところである。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●平成22年度までに国家公務員に準じて、法定外福利厚生費、給与振込み経費、海外出張旅費など以下の見直しを行った。 ・法定外福利費については、食事券の交付、職員旅行補助及び福利厚生代行サービスのレクレーション経費は平成21年度で廃止 ・海外出張費については支度金を廃止 ・給与振込経費の削減 ・職員の諸手当について、国家公務員に無い手当は支給していない ・健康保険料の負担割合について、平成23年4月より労使折半
〇 また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●補償給付費納付金については、予算の編成段階で国(環境省)において患者数等の各種統計データにより推計し、単価等については他制度(健康保険法、賃金構造基本統計調査報告等)の給付水準の動向を考慮し、合理的に経費が積算されることとなっている。なお、補償業務における一人当たりの補償額は政令等で決まっている。また、一般管理費等を積算する際、業者見積もりを聴取したうえで単価や価格を適用するなどの見直しを行い、透明化・合理化に努めている。

● の 知供の コンプラノマンスの強促を推進するため、中部院本業務を妨険に実施する仕割を整備す	●内部監査をより一層的確に実施するため、監査専任職員を配置した。 組織のコンプライアンスの確保については、従前から外部委員を含めたコンプライアン ス推進委員会を設けるなど、積極的に取り組んできたところであるが、より一層の充実 を図るため、平成23年3月に内部統制基本方針を策定し、理事長を委員長とするリスク 管理委員会を新たに設け、平成26年度においては委員会を2回開催した。リスク管理委 員会では、組織として優先的に対応すべきリスク項目を確認し、対応状況を確認するな ど、リスク管理の一層の強化に努めた。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大 を図る。	該当なし
6. 事業の審査、評価	
選択、美心過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第二者委員会を設置するなど効果的な作品 部評価の仕組みを導入する。	●公害健康被害予防事業で実施する調査研究について、外部有識者から成る公害健康被害予防事業調査研究評価委員会において専門的立場から事業計画を評価し採択している。 〇地球環境基金事業における民間団体が行う環境保全活動の助成対象について、外部有識者から成る地球環境基金助成専門委員会において専門的立場から調査審議し採択している。
各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●公害健康被害予防事業で実施した調査研究について、公害健康被害予防事業調査研究評価委員会において専門的立場から実施内容を評価し、次年度以降の事業計画へ反映させている。評価結果は各評価委員の指摘事項等を評価対象ごとに整理し、研究成果とともにホームページ上で公表している。 ●地球環境基金事業における助成事業については、地球環境基金評価専門委員会において民間団体が行う環境保全に係る助成対象活動に対して専門的立場から評価をし、次年度以降の募集要領及び審査方針へ反映させている。また、募集要領・審査方針及び評価結果は、ホームページ上で公表している。

No.	98	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
-----	----	----	-----	-----	----------

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
0	1 公害健康被害補償業務	徴収業務等の効率的な実施	22年度から実 施	汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義 務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。	2a	委託商工会議所担当者に対し、納付義務者に対する適正な申告に向けた指導方法等を習得する研修会を開催した。 納付義務者に対し、平成26年度は全国151商工会議所103会場(平成25年度は全国153商工会議所105会場)において、公害健康被害補償制度、申告書等の記載方法やオンライン申告の手続き等について説明するとともに、特にオンライン申告の利便性を中心に、効果的な指導、説明を行った。 その結果、オンライン申告については、平成26年度は58.7%(平成25年度、54.5%)に増加するなど納付義務者等の事務処理の効率化を図ることができた。また、申告額に係る収納率については、99%以上を維持した。	今後も引き続き納付義務者に対

02	公害健康被害予防事業	事業の抜本的な見直し	22年度から実 施	『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業する。 ・本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染助止推進月間傾掛行事事業を廃止する成については、各メニューの必要性を精査し、減少がみられる最新規制の低いでも実験上するの低下や実験上するのもが真に対しないがみられる最新規制がは、といたのは、本のの低下や実験上するのがあります。 ・・に表も関助成の関連事業に対しては、を実施している。 ・・に表も関助成の関連事業に対しては、を実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。	2a	「そらプロジェアをでは、	今後も引き続きぜん息患者等のニーズを把握し、事業に適切に反映させる。
04	公害健康被害予防事業	事業実施効果の的確な把握	22年度中に実 施	事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確 に把握する。	1a	医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を実施した。(平成23~25年度も実施。)また、平成24年度に事業実施効果の高い事例を取りまとめた事例集を作成し、各地方公共団体に提供した。 平成22~24年度調査の集計結果によると、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの改善、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。 なお、今後も効率的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進めていくこととしている。	実施済み。

_							
0	, 地球環境基金事業	事業の効率的な運営	23年度から実 施	NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境 政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重 点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に募金獲得活 動を行うことにより、自己収入を拡大する。	2a		今後も、環境政策上のニーズが 高い課題や先進性・波及性の高い 活動に重点化するとともに、積極 的な募金活動を進める。
0	PCB廃棄物処理助成業 務	助成業務の適正な実施	22年度から実 施	本業務については、環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理 方策を踏まえ、適正に実施する。	2a	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金の交付対象範囲の拡大を目的とした独立行政 法人環境再生保全機構に関する省令の改正を踏まえ、処理費用負担能力のない者への助成 補助率の見直し等を行うため、独立行政法人環境再生保全機構業務方法書、ポリ塩化ビ フェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱を平成26年度に改正した。 機構としては、同交付要綱に基づき中間貯蔵・環境安全事業株式会社から提出される助 成金申請について適正に審査し助成を行っている。	今後とも適正な業務を実施していく。
0	,最終処分場維持管理積 立金管理業務	積立金の適正な管理・運用	22年度から実 施	本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。	2a	本積立金について、積立者に運用状況等の情報提供を行い、引き続き適正な管理のもと、資金需要を考慮しつつ中・長期の運用を行っている。 【参考】平成22年度実績:平成23年4月に通知、平成23年度実績:平成24年3月に通知、平成24年度実績:平成25年3月に通知、平成25年度実績:平成26年3月に通知、平成26年度実績:平成27年3月に通知	今後も積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き適正な管理・運用を行う。
0	3 石綿健康被害救済業務	組織体制の見直し	20年度まじに	石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。	1a	組織体制の見直しに大きな影響を及ぼす可能性がある石綿健康被害救済制度の見直しについては、平成23年6月に開催された中央環境審議会において「石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)」が取りまとめられ、環境大臣に対し答申がなされた。答申では、現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかないとされているほか、運用の改善・強化や調査研究等の推進等の必要性が指摘されている。機構としても、石綿健康被害救済制度の今後の動向を踏まえ、組織体制の見直しを継続的に実施する。なお、組織体制の見直しについては不断に行っているところであり、平成24年5月にも、救済制度と労災保険制度との併給調整に関する事務の効率化を図るため、異なる課で行われていた返還請求額の決定業務と返還請求の実施業務を一つの課で一元的に行うこととした組織の見直しを行った。	実施済み。
0	承継業務(旧環境事業) 団から承継した貸付事業等に係る債権の管理・回収)	債権回収額の増大	23年度から実 施	返済の確実性が見込まれない債権については、本法人直轄に よる回収の計画的な実施、サービサーへの管理監督の強化等に より、弁済での回収額の増大に努める。	2a		今後も引き続き回収の計画的実施、サービサーへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。

_	【真座・連呂寺の兄直し】						
	講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
0	不要資産の国庫返納	戸塚宿舎	23年度以降実施	戸塚宿舎を国庫納付する。	1a	戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い (平成25年7月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。	実施済み。
0	事務所等の見直し		25年度までに 実施	本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の 縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。	1a	平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を1区 画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。	実施済み。
0		大阪支部の廃止	25年度までに 実施	大阪支部を廃止する。	1a	予定より半年前倒し平成25年6月末に廃止した。	実施済み。
0	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実 施	管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組 を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。			
1	組織体制の見直し	組織体制の効率化	23年度から実 施	各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。	2a	各事業部で実施していた資金の運用業務について、経理部一元化を行い効率化を図った。(平成23年7月) 石綿健康被害救済部において被害者からの返還請求手続きを一元的に行うよう業務分担の見直しを行った。(平成24年5月) 総務部企画課職員の併任による監査室の体制について、監査室員に全員専任にし、内部統制体制の強化を図った。(平成25年4月) 新たに監事付職員を配置し、監事監査体制の強化を図った。(平成27年4月)	今後も組織体制の効率化に努め る。

(様式3)

No. 98 所管 環境省 法人名 環境再生保全機構

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	保有資産の見直し	宿舎の国庫返納	戸塚宿舎の国庫納付を行う。	1	戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い (平成25年7月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。	実施済み。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	防衛省
法人名	駐留軍等労働者労務管理機構

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	〇 支部統合に伴い廃止した旧コザ支部の土地及び建物等(簿価81,912千円)については、平成24年1月31日、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条の2第1項に基づき、防衛省へ国庫納付した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	防衛省
O なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 平成23年度において、支部・分室の見直しに係る調査・分析を専門的知見を有する民間業者に 委託したところ、現状のまま保有・賃借することが最有効利用方法であるとの提言を受けた。当機構としては、委託業者の調査・分析結果及び窓口としての利便性に優れ、業務上必要となる立地条件などにも合致していることを踏まえ、現状のまま保有・賃借を継続することとした。 ○ 平成24年度から平成26年度までの各年度においても、検証した結果、支部・分室の資産の妥当性・必要性については特段の変更がないとし、現状のまま保有・賃借を継続することとした。 ○ 27年7月、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を受けた組織改編を行ったが、職員数に大きな差がなく、また、支部・分室の資産の妥当性・必要性についても特段の変更がないと考えられることから、現状のまま保有・賃借を継続しているところ。 ○ 今後は、必要に応じて見直しを行い、これにより経費の削減に努めていく。

O 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
〇 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	"
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
O 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	"
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 平成23年度において、支部・分室の見直しに係る調査・分析を専門的知見を有する民間業者に委託したところ、現状のまま保有・賃借することが最有効利用方法であるとの提言を受けた。当機構としては、委託業者の調査・分析結果及び窓口としての利便性に優れ、業務上必要となる立地条件などにも合致していることを踏まえ、現状のまま保有・賃借を継続することとした。 ○ 平成24年度から平成26年度までの各年度においても、検証した結果、支部・分室の資産の妥当性・必要性については特段の変更がないとし、現状のまま保有・賃借を継続することとした。 ○ 27年7月、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を受けた組織改編を行ったが、職員数に大きな差がなく、また、支部・分室の資産の妥当性・必要性についても特段の変更がないと考えられることから、現状のまま保有・賃借を継続しているところ。 ○ 今後は、必要に応じて見直しを行い、その結果に基づき不要となった資産については、国庫返納を行う。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等 ● 随意契約の見直しについては、真にやむを得ないものを除き競争性のある契約を締 |結するよう、厳正な実施を継続する。また、競争性のある入札のうち、一者応札・一者応 |募になった契約について、公告期間の見直しに加え、更なる仕様書の見直し、十分な納 期等の確保、入札に参加しなかった業者等に対し聞き取りを行っている。なお、当機構に おいて競争性のない随意契約は事務所の建物賃貸借等であり、一般競争入札等に移行 できないものである。 (金額ベース) 平成23年度: 一般競争入札等550.623千円(76.3%)、競争性のない随意契約171.076千 〇 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣 円(23.7%) |議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約について 平成24年度:一般競争入札等484,113千円(89.5%)、競争性のない随意契約56,659千円 は、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となっ (10.5%) た契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し 平成25年度:一般競争入札等452,346千円(61.4%)、競争性のない随意契約284,972千 |等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。 円(38.6%) 平成26年度: 一般競争入札等2.136.532千円(94.1%)、競争性のない随意契約134.371 千円(5.9%) (件数ベース) 平成23年度:一般競争入札等44件(86.3%)、競争性のない随意契約7件(13.7%) |平成24年度:一般競争入札等49件(92.5%)、競争性のない随意契約4件(7.5%)

|平成25年度:一般競争入札等45件(84.9%)、競争性のない随意契約8件(15.1%) |平成26年度:一般競争入札等40件(87.0%)、競争性のない随意契約6件(13.0%)

〇 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法 人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開	
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。	
○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。	■ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき適切に取り組んでおり、機構については公表の対象となる契約がない旨公…表している。
○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	=
④ 調達の見直し	<u> </u>
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 事務用品については、各支部分をまとめて、本部で一括調達している。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。	● 従来、一般競争により契約を締結していた機構情報システム運用管理業務について、「公共サービス改革基本方針」に基づき、平成22年度から民間競争入札による契約(単年度)を締結し、さらに、平成23年度から複数年の契約(平成27年6月まで)を実施してきたところ。
〇「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	=t ルナン

4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 当機構役員の報酬については、個人情報保護に留意し、個別の額を公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	● 従来より人件費管理の状況を監事監査の重視事項としており、給与水準についても、当該年度の国家公務員の給与水準(一般職給与法の規定に基づき算出した年間報酬等)と比較し、厳格なチェックを行っている。また、給与水準について、平成26年度までは防衛省独立行政法人評価委員会において評価を行っており、平成27年度からは主務大臣が評価を行うこととなっている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	 ★定外福利厚生費については、職員の健康診断に係る費用及び産業医の管理料に限り支出しており、必要最小限に抑えている。 給与振込経費は、必要最小限に抑えている。 海外出張旅費については、国家公務員に準じたものとしている。(平成24年度以降実績なし。) 職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとしており、独自の手当は支給していない。

○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 毎事業年度、事業費については、ほう賞費や制服費などの使途を明確にした予算実施計画を作成し、予算の適切な執行に努めている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 平成21年3月に設置した従来の委員会に替えて、政策評価・独立行政法人評価委員会から示された評価の視点に適切に対応するよう、平成23年5月、新たな内部統制委員会を設け、コンプライアンス確保を含む内部統制の更なる充実・強化を図り、同年10月には具体的な統制項目及び統制方法を定めた内部統制要領の運用を開始し、同要領に基づき内部監査を所掌する部署によるモニタリング及び評価を行うなど、内部監査を的確に実施している。また、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の改正に伴い、内部統制システムの整備に関する事項を業務方法書に記載すべきこととされたため、業務方法書の所要の変更を行うとともに、当機構の諸規程についても所要の改正等を行った。あわせて、統制環境整備のため、平成27年3月に運営基本理念と役職員の行動指針を策定した。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
O 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な 外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業 実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の 各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	"

No.	9 9	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構	
-----	-----	----	-----	-----	---------------	--

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
0	1 駐留軍等に対する労務 提供等	業務の在り方の見直し	22年度から美 施	米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化及び 大幅な要員縮減に取り組む。あわせて、現在の業務実施体制を ゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務 実施体制についての結論をできる限り早期に得て、所要の措置 を講ずる。	2a	業務の一層の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、米軍再編の動向等も踏まえつつ、 業務の徹底した効率化を行い、前中期目標期間中、10%以上(目標は15%)の要員縮減 を計画し、平成22年度末の人員数(ポスト)316人から、平成23年度~25年度は毎 年度6人、さらに平成26年度には7人の削減を実施し、平成26年度末には、平成22年 度末の人員数から約8%の削減を達成した。 中期目標期間については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第 66号)附則第9条の規定により平成26年度で終了した。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決 定)に基づき、支部組織における組織のフラット化等の人件費の削減等の取組を平成27年 度から開始することとされており、平成27年7月に組織改編を行い、人員数7人の削減及 び4人の期間業務職員の更なる活用を実施した。	
0	2	ほう賞事業の見直し	22年度から実 施	駐留軍等労働者に対するほう賞事業については、その在り方 の見直しを在日米軍等と協議する。		駐留軍等労働者に対するほう賞事業の見直しに関する国と在日米軍との協議に資するよう、機構において駐留軍等労働者に対するほう賞の支給実態及び民間企業におけるほう賞事業の実態を調査するとともに、機構と国が連携して、ほう賞事業の在り方の見直しについて検討を行った。これを踏まえ、平成24年度以降、国が駐留軍等労働者に対するほう賞事業の在り方の見直しを在日米軍と協議しているところである。	まえて、対応していくこととす

	講ず	べき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
0	3 不要資産の国庫返納	コザ支部	23年度中に実 施	コザ支部の土地等を速やかに国庫納付する。	1a	支部統合に伴い廃止した旧コザ支部の土地及び建物等(簿価82百万円)については、平成24年1月31日、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条の2第1項に基づき、機構から防衛省へ国庫納付した。	
0.	4 不要資産の国庫返納	支部事務所		各支部の事務所については、業務の在り方の見直しを踏まえ、近傍に所在する防衛事務所庁舎への入居などを検討し、早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。その結果、本法人が保有する支部の土地等のうち、不要となるものを国庫納付する。	2a	平成23年度において、支部・分室の見直しに係る調査・分析を専門的知見を有する民間業者に委託したところ、現状のまま保有・賃借することが最有効利用方法であるとの提言を受けた。当機構としては、委託業者の調査・分析結果及び窓口としての利便性に優れ、業務上必要となる立地条件などにも合致していることを踏まえ、現状のまま保有・賃借を継続することととした。 平成24年度から平成26年度までの各年度においても、検証した結果、支部・分室の資産の妥当性・必要性については特段の変更がないとし、現状のまま保有・賃借を継続することとした。 27年7月、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を受けた組織改編を行ったが、職員数に大きな差がなく、また、支部・分室の資産の妥当性・必要性についても特段の変更がないと考えられることから、現状のまま保有・賃借を継続しているところ。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	予復も引き続き快討していくこ
0	5 事務所等の見直し	本部事務所の移転等	22年度中に実 施	本部事務所については、早期に本部機能を集約化し、賃借料 の縮減を図ることのできる場所に移転する。	1a	平成23年2月、東京都港区に本部事務所を移転・集約し、賃借料の縮減(年間約3,500万円)を図った。	措置済み

(様式3)

No. 9 9 所管 防衛省 法人名 駐留軍等労働者労務管理機構

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	1 組織の見直し	支所・事務所等の見直し	駐留軍再編の動向等を踏まえつつ、平成21年度に那覇支部及びコザ支部の統合、平成22年度までに富士支部及び座間支部の統合を行うものとする。	1	那覇支部及びコザ支部の統合は平成21年度に、富士支部及び座間支部の統合は平成22 年度にそれぞれ実施した。	措置済み